

第 65 回

職員の給与等に関する報告および勧告

平成 27 年 10 月

福 井 県 人 事 委 員 会

写

人 委 第 1 7 3 号
平成 27 年 10 月 6 日

福井県議会議長 仲倉 典克 様
福井県知事 西川 一誠 様

福井県人事委員会
委員長 野村 直之

職員の給与等に関する報告および勧告について

地方公務員法第 8 条、第 14 条および第 26 条の規定に基づき、職員の給与等について別紙第 1 のとおり報告し、併せて給与の改定について別紙第 2 のとおり勧告します。

この勧告に対し、その実現のため、速やかに所要の措置をとられるよう要望します。



報 告

1 職員の給与

(1) 在職者数および平均給与月額

本委員会は、「福井県一般職の職員等の給与に関する条例」の適用を受ける職員（技能労務職員を除く。以下「職員」という。）の給与等の実態を把握するため、本年4月「平成27年福井県職員給与実態調査」を実施した。その結果によると、第1表に示すとおり、在職者数は、13,301人であって、これらに在職者の平均年齢は42.5歳であり、また、その男女別構成は男58.1%、女41.9%となっている。

これらの職員は、その従事する職務の種類に応じ、行政職、警察職、教育職、研究職、医療職、福祉職の6種9給料表の適用を受けており、このうち、行政職給料表適用職員の平均給与額は、給料336,334円、扶養手当9,456円、地域手当5,035円、計350,824円であり、警察官、教員、研究員、医師等を含めた職員全体の平均給与月額は、給料358,954円、扶養手当8,173円、地域手当5,722円、計372,849円である。

第1表 平均給与月額、在職者数、平均年齢等

区分	給料表									福祉職	全給料表
	行政職	警察職	教育職 (一)	教育職 (二)	研究職	医療職 (一)	医療職 (二)	医療職 (三)	福祉職		
平均給与	336,334	320,698	391,826	381,880	354,862	479,679	307,582	310,385	278,653	358,954	
与	9,456	11,210	8,783	6,529	9,652	16,175	4,541	3,027	1,289	8,173	
月	5,035	4,469	5,268	5,133	4,856	76,317	4,088	4,084	3,639	5,722	
額	350,824	336,378	405,877	393,542	369,370	572,171	316,211	317,496	283,581	372,849	
在職者数(人)	3,360	1,718	2,191	4,578	282	143	280	730	19	13,301	
性別	2,336	1,595	1,251	2,028	221	118	116	63	2	7,730	
(人)	1,024	123	940	2,550	61	25	164	667	17	5,571	
大学	2,203	1,047	2,018	4,446	270	143	190	233	12	10,562	
短大	386	33	75	132	8		89	493	7	1,223	
高校	765	638	97		4		1	4		1,509	
中学	6		1							7	
平均年齢(歳)	42.5	38.5	44.2	44.3	41.2	43.9	38.4	37.8	32.8	42.5	
平均年齢(年)	21.1	17.4	21.7	21.7	18.4	20.6	16.2	16.4	10.1	20.5	

(注) 1 「給料」には、給料の調整額・教職調整額・平成18年4月および平成27年4月の給料の切替えに伴う現給保増額を含む。
 2 「給料」、「扶養手当」および「地域手当」は小数点以下第1位を四捨五入しているため、これらの合計が計と一致しない場合がある。

3 再任用職員は含まれていない。(以下、第4表までについて同じ。)

4 教育職(一)の適用機関は県立学校、教育職(二)の適用機関は市立学校である。

(2) 扶養手当の支給状況

扶養手当の支給状況について調査した結果によると、第2表に掲げるとおり受給職員は5,649人で、全職員の42.5%を占めており、職員1人当たり平均扶養親族数は0.9人(受給職員平均では2.1人)となっている。また、職員1人当たりの平均手当月額額は8,173円(受給職員平均では19,243円)となっている。

第2表 扶養手当の支給状況

区 分	人 員(人)	割 合(%)	平均扶養親族数(人)	平均手当月額(円)
扶養手当受給職員	5,649	42.5		
扶養親族	1人	13.5	0.9 〔受給職員 平均では 2.1〕	8,173 〔受給職員 平均では 19,243〕
	2人	15.3		
	3人	10.3		
	4人	2.8		
	5人	0.5		
	6人以上	0.1		
扶養手当非受給職員	7,652	57.5		
計	13,301	100.0		

(3) 住居手当の支給状況

住居手当の支給状況について調査した結果によると、第3表に掲げるとおり受給職員は1,613人で全職員の12.1%を占めている。
なお、受給職員1人当たりの平均手当月額額は25,544円となっている。

第3表 住居手当の支給状況

区 分	該 当 職 員		受給職員平均 手当月額(円)
	人 員(人)	割 合(%)	
住 居 手 当 受 給 職 員	1,613	100.0	
内 借家 ・ 借問	手当額11,000円以下の受給者	0	0.0
	手当額11,000円を超え27,000円未満の受給者	640	39.7
	手当額27,000円の受給者	973	60.3

(4) 通勤手当の支給状況

通勤手当の支給状況について調査した結果によると、第4表に掲げるとおり受給職員は11,135人で全職員の83.7%を占めており、その内訳は交通機関等利用者654人(5.9%)、交通用具使用者10,208人(91.6%)、併用者273人(2.5%)となっている。

なお、交通機関等利用者についてみると、受給職員1人当たりの平均手当月額額は10,022円となっている。なお、自己負担のある者(運賃所要額が55,000円を超える者)はいない。

また、交通用具使用者のうち自動車使用者は9,947人(97.4%)を占めている。

第4表 通勤手当の支給状況

通勤方法	区分	該 当 職 員		受給職員平均 手当月額(円)
		人員(人)	割合(%)	
受給職員計		11,135	100.0	
交通機関等利用者		654	5.9	(100.0)
55,000円までの者		654	5.9	(100.0)
55,000円を超える者		0	0.0	(0.0)
交通用具使用者		10,208	91.6	(100.0)
自転車		246	2.2	(2.4)
原動機付自転車等		15	0.1	(0.2)
自動車		9,947	89.3	(97.4)
併用者		273	2.5	(100.0)
55,000円までの者		273	2.5	(100.0)
55,000円を超える者		0	0.0	(0.0)
				11,329
				15,063

(注) ()内の数値は、交通機関等利用者、交通用具使用者および併用者をそれぞれ100としたときの割合である。

2 民間の給与

本委員会は、職員の給与と民間の給与との精確な比較を行うため、企業規模 50 人以上で、かつ、事業所規模 50 人以上の県内の民間事業所 377 事業所のうちから、層化無作為抽出法により抽出した 118 事業所を対象に、「平成 27 年職種別民間給与実態調査」を実施し、公務と類似すると認められる職務に従事する者のうち事務・技術関係 22 職種の 4,309 人および研究員、医師等 54 職種の 396 人について、本年 4 月分として個々の従業員に実際に支払われた給与月額等を実地かつ詳細に調査した。同時に、給与改定の状況や諸手当の支給状況等についても調査を行った。

(1) 本年の給与改定等の状況

給与改定の状況について調査した結果、第 5 表に示すとおり、一般の従業員（係員）についてベースアップを実施した事業所の割合は 29.0%（昨年 30.0%）、ベースアップを中止した事業所は 5.2%（同 6.8%）、ベースダウンを実施した事業所は 1.4%（同 0.0%）となっている。また、第 6 表に示すとおり、一般の従業員（係員）について、定期的に行われる昇給を実施した事業所の割合は 93.6%（昨年 89.0%）となっている。昇給額が、昨年に比べて増額となっている事業所の割合は 35.0%（昨年 27.3%）、減額となっている事業所の割合は 7.8%（同 13.8%）、変化のない事業所が 50.8%（同 47.9%）となっている。

第 5 表 民間における給与改定の状況

(単位：%)

役職段階	項目	ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベース横行なし
係員		29.0	5.2	1.4	64.3
課長級		24.8	4.2	1.5	69.4

第 6 表 民間における定期昇給の実施状況

(単位：%)

項目 役職段階	定期昇給 制度あり	定期昇給 実施				定期昇給 停止	定期昇給制 度なし
		増額	減額	変化なし			
係員	93.6	93.6	35.0	7.8	50.8	0.0	6.4
課長級	89.8	89.8	34.9	7.4	47.6	0.0	10.2

(2) 民間における諸手当の支給状況

(家族手当)

民間における家族手当の支給状況について調査した結果は、第7表に示すとおりとなっている。

第7表 民間における家族手当の支給状況

扶養家族の構成	支給月額
配偶者	12,396円
配偶者と子1人	17,152円
配偶者と子2人	21,607円

(注) 家族手当の支給につき配偶者の収入に対する制限がある事業所を対象とした。
備考 職員の場合、扶養手当の現行支給月額額は、配偶者については13,000円、配偶者以外については、各1人につき6,500円である。なお、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子がいる場合は、当該子1人につき5,000円が加算される。

(住宅手当)

民間における住宅手当の支給状況について調査した結果は、第8表に示すとおりとなっている。

第8表 民間における住宅手当の支給状況

支給の有無	事業所割合
支給する	32.9
支給しない	67.1
借家・借間住居者に対する住宅手当 月額の最高支給額の中位階層	25,000円以上 26,000円未満

(単位：%)

備考 職員の場合、住宅手当の現行の最高支給限度額は、27,000円である。

3 職員給与と民間給与との比較

(1) 月例給

前記の「平成27年福井県職員給与実態調査」および「平成27年職種別民間給与実態調査」の結果に基づき、職員にあっては行政職、民間にあっては公務の行政職に類すると認められる職種の者について、役職段階、学歴、年齢が同等と認められる者同士の4月分の給与額を比較（ラスパイス比較）し、その較差を算定したところ、第9表に示すとおり、民間給与が職員給与を913円（0.25%）上回った。

第9表 職員と民間の給与較差

区 分	金 額 等
民間給与 (A)	368,111円
職員給与 (B)	367,198円
較 差 (A)－(B)	913円
$\frac{(A)-(B)}{(B)} \times 100$	0.25%

(2) 特別給

「平成27年職種別民間給与実態調査」の結果、昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で事務・技術等従業員に支払われた賞与等の特別給は、第10表に示すとおり所定内給与月額額の4.18月分に相当しており、職員の期末手当・勤勉手当の年間平均支給月数4.10月を上回っている。

第10表 民間における特別給の支給状況

項 目	事務・技術等従業員
平均給与月額	下半年期 (A1) 329,403円 上半期 (A2) 328,406円
特別給の支給額	下半年期 (B1) 669,134円 上半期 (B2) 706,642円
特別給の支給割合	下半年期 (B1/A1) 2.03月分 上半期 (B2/A2) 2.15月分
年 間 の 合 計	4.18月分

(注) 下半年期とは平成26年8月から平成27年1月まで、上半期とは平成27年2月から同年7月までの期間をいう。

4 生 計 費 等

(1) 物価・生計費

今年4月の消費者物価指数（総務省）は、福井市においては昨年4月と比べ0.4ポイントの上昇となっている。

また、家計調査（総務省）の結果を基礎に算定した福井市における2人世帯、3人世帯、4人世帯および5人世帯の標準生計費は、それぞれ138,880円、159,380円、179,870円、200,370円となった。

（参考資料第18表、第20表）

(2) 雇用情勢

労働力調査（総務省）によれば、今年4月の全国における完全失業率は、昨年4月の水準から0.3ポイント改善し、3.3%（季節調整値）となっている。本県においては、今年4月から6月までの3か月の完全失業率の平均値は前年同時期と比べ0.1ポイント改善し、2.1%（モデル推計値）となっている。

また、一般職業紹介状況（厚生労働省）によれば、本県における今年4月の有効求人倍率は、昨年4月と比べ0.12ポイント上昇し、1.57倍（季節調整値）となっている。

（参考資料第20表）

5 人事院の報告等

人事院は、本年8月6日、国家公務員法、一般職の職員の給与に関する法律、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律等の規定に基づき、一般職の職員の給与等について報告するとともに、給与の改定および勤務時間の改定について報告し、併せて、公務員人事管理について報告を行った。

その概要は次のとおりである。

(1) 給与勧告の骨子

I 給与勧告制度の基本的考え方

- ・ 国家公務員給与は、社会一般の情勢に適應するように国会が随時変更することができる。その変更に関し必要な勧告・報告を行うことは、国家公務員法に定められた人事院の責務
- ・ 勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ・ 公務には市場の抑制力という給与決定上の制約がないことから、給与水準は、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的

II 民間給与との較差に基づく給与改定

1 民間給与との較差

約12,300民間事業所の約50万人の個人別給与を实地調査 (完了率87.7%)

〈月例給〉公務と民間の4月分給与を調査し、主な給与決定要素である役職段階、勤務地域、学歴、年齢の同じ者同士を比較

○民間給与との較差 1,469円 0.36% [行政職(一)…現行給与 408,996円 平均年齢43.5歳]

[俸給280円 地域手当1,156円 はね返し分(注) 33円] (注)俸給等の改定に伴い諸手当の額が増減する分

〈ボーナス〉昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績(支給割合)と公務の年間の支給月数を比較

○民間の支給割合 4.21月(公務の支給月数4.10月)

2 給与改定の内容と考え方

〈月例給〉

(1) 俸給表

① 行政職俸給表(一)

初任給は、民間との間に差があることを踏まえ1級の初任給を2,500円引上げ。若年層についても同程度の改定。その他は、給与制度の総合的見直し等により高齢層における官民の給与差が縮小することとなることを踏まえ、それぞれ1,100円の引上げを基本に改定(平均改定率0.4%)

② その他の俸給表

行政職(一)との均衡を基本に改定。指定職俸給表は行政職(一)の引上げを踏まえ、各号俸について1,000円引上げ

(2) 初任給調整手当

医療職俸給表(一)の改定状況を勘察し、医師の処遇を確保する観点から、所要の改定

(3) 地域手当

給与制度の総合的見直しを円滑に進める観点から、支給割合について給与制度の総合的見直しによる見直し後の支給割合と見直し前の支給割合との差に応じ、0.5～2%引上げ

〈ポーター〉民間の支給割合に見合うよう引上げ4.10月分→4.20月分

民間の支給状況を踏まえ、勤務実績に応じた給与を推進するため、引上げ分を勤勉手当に配分

(一般の職員の場合の支給月数)

	6月期	12月期
27年度 期末手当	1.225月 (支給済み)	1.375月 (改定なし)
勤勉手当	0.75月 (支給済み)	0.85月 (現行0.75月)
28年度 期末手当	1.225月	1.375月
以降 勤勉手当	0.80月	0.80月

[実施時期]

・ 月例給：平成27年4月1日

・ ポーター：法律の公布日

3 その他の課題

(1) 配偶者に係る扶養手当

本年の調査の結果、民間では、配偶者に対して家族手当を支給し、配偶者の収入による制限を設ける事業所が一般的。今後とも、民間企業における家族手当の見直しの動向や、税制及び社会保障制度に係る見直しの動向等を注視しつつ、扶養手当の支給要件等について、必要な検討

(2) 再任用職員の給与

民間企業の再雇用者の給与の動向や各府省における再任用制度の運用状況等を踏まえ、引き続き、その在り方について必要な検討

III 給与制度の総合的見直し

1 給与制度の総合的見直しの概要

国家公務員給与における諸課題に対応するため、昨年の勧告時において、俸給表や諸手当の在り方を含めた給与制度の総合的見直しを実施することとし、具体的な措置の内容及び実施スケジュール等の全体像を示し、給与法の改正により、本年4月から本格的に実施。今後、諸手当の見直し等について、人事院規則の改正により段階的に実施し、平成30年4月1日に完成

2 平成28年度において実施する事項

(1) 地域手当の支給割合の改定

平成28年4月1日から給与法に定める支給割合に引上げ

(2) 単身赴任手当の支給額の改定

基礎額を平成28年4月1日から4,000円引き上げ、30,000円に改定

加算額の限度について、基礎額の引上げを考慮して、平成28年4月1日から12,000円引き上げ、70,000円に改定

* 広域異動手当は、給与法の改正により、平成28年4月1日以後に異動した職員に係る支給割合が、異動前後の官署間の距離が300km以上の場合には10%に、60km以上300km未満の場合は5%に引上げ

(2) 勤務時間に関する勧告の骨子

1 フレックスタイム制の拡充の必要性

- ・ 近年、ワーク・ライフ・バランスの重要性について意識が我が国全体で高まっており、価値観やライフスタイルの多様化とともに働き方に対するニーズが多様化
- ・ 「国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進のための取組指針」（平成26年10月）の中で、各府省等における適切な公務運営を確保しつつ、幅広い職員がより柔軟な働き方が可能となるようなフレックスタイム制の導入について、本院に対し、検討の要請
- ・ 職員に柔軟で多様な勤務形態の選択肢を用意することは、職員がその能力を十分に発揮し、高い士気をもって効率的に勤務できる環境を整備することとなり、公務能率の一層の向上にも資する。また、職員の仕事と育児や介護等との両立を推進するとともに、人材確保にも資する。

2 フレックスタイム制の拡充の概要等

(1) 概要

- ・ 原則として全ての職員を対象とし、適用を希望する職員から申告が行われた場合、各省各庁の長は、公務の運営に支障がないと認められる範囲内において、始業及び終業の時刻について職員の申告を考慮して、4週間ごとの期間につき1週間当たり38時間45分となるように当該職員の勤務時間を割り振ることができる。
 - ・ コアタイムは、月曜日から金曜日までの毎日5時間設定
 - ・ 育児又は介護を行う職員については、割振り単位期間を1週間から4週間までの範囲内において選択して設定できるとともに、日曜日及び土曜日に加えて週休日も1日設けることができる。
 - ・ コアタイムは、毎日2時間以上4時間30分以下の範囲内で設定
 - ・ 現行のフレックスタイム制の適用対象とされている職員についても、その申告により新たなフレックスタイム制を適用することができる。交替制等勤務職員その他業務の性質上特定の勤務時間で勤務することを要する職員として人事院規則で定める職員は、新たなフレックスタイム制の対象から除外
- #### (2) 適用に当たっての考え方
- ・ 希望する職員には可能な限り適用するよう努めることが基本。なお、業務の性質上適用が困難な場合、必要な体制を確保できない場合等、公務の運営に支障が生じる場合には適用ができない。
 - ・ 適用する場合には、公務の運営に支障が生じない範囲内で、当該職員の申告を考慮しつつ、勤務時間帯や勤務時間数を割り振る。育児又は介護を行う職員については、できる限り、当該職員の申告どおりに割り振るよう努めることが適当

3 フレックスタイム制を活用していくための留意点

- ・ 一人一人が責任感と自律心を持って業務を遂行することにより、これまで以上に効率的な仕事の進め方やより柔軟な働き方が推進され、一層効率的な行政サービスを提供
- ・ フレックスタイム制の実施に伴い超過勤務が増加しないようにする必要があるのでなく、超過勤務を縮減する方向での働き方の推進が重要

4 フレックスタイム制の拡充の実施時期

平成28年4月1日から実施

(3) 公務員人事管理に関する報告の骨子

1 人材の確保及び育成

(1) 多様な有為の人材の確保

幅広い層の者が国家公務員の仕事内容等の具体的イメージを持ち採用試験を受験するよう、各府省と連携し、公務の魅力を積極的に発信。その際、地方においても誘致活動を拡充・強化

(2) 女性の採用・登用の拡大

- ・ より多くの優秀な女性が採用試験を受験するよう誘致活動を強化
- ・ 女性職員や管理職員を対象とする研修等を通じ、意欲と能力のある女性職員の登用を促進

(3) 研修の充実

公務運営環境が厳しくなる中、Off-JTの役割が重要。外部有識者から成る研究会を開催するなど、全体の奉仕者たる国家公務員を育成するための研修の充実に向けた具体策を検討

(4) 能力・実績に基づく人事管理の推進

人事評価結果が任免・給与等へ適切に活用されるよう各府省に支援・指導等。人事評価を通じた人材育成に資するため、研修の機会を提供。各府省と連携した苦情相談体制の一層の充実

2 柔軟で多様な働き方の実現と勤務環境の整備

(1) フレックスタイム制の拡充

適切な公務運営の確保に配慮しつつ、原則として全ての職員を対象にフレックスタイム制を拡充(勤務時間法の改正を勧告)

(2) テレワークの推進

テレワークを時間単位で利用しやすくなるための措置を講ずるとともに、勤務時間管理、服務管理等の在り方等について検討

(3) 長時間労働慣行の見直し

・ 事前の超過勤務命令等の勤務時間管理の徹底、管理職員の意識改革を含めた業務の合理化・効率化等の推進による超過勤務の縮減

・ 超過勤務の多い職員の健康保持への配慮、業務の平準化や人員配置の工夫等に努める必要

(4) 仕事と家庭の両立支援の促進

- ・ 幹部職員からの働きかけ等による男性職員の両立支援制度の活用促進
- ・ フレックスタイム制の活用状況を見ながら、育児のための両立支援策等の拡充について検討
- ・ 民間の介護休業制度の見直しの動向も考慮しつつ、介護休暇等の在り方について検討

(5) 心の健康づくりの推進

心の不調者の発生を未然に防止する1次予防を強化するため、各府省と連携しつつ準備を進め、ストレスチェック制度を導入

(6) ハラスメント防止対策

職員が相談しやすいセクハラ等の苦情相談体制の充実を図るとともに、パワハラに関する啓発資料の配布等、意識啓発を一層推進

3 高齢層職員の能力及び経験の活用（雇用と年金の接続）

平成23年の意見の申出を踏まえ、適切な措置が講じられる必要。公務の再任用は引き続き短時間勤務中心であり、民間同様のフルタイム中心の勤務の実現を通じて再任用職員の能力及び経験を本格的に活用する必要がある。このため、各府省は定員事情や人員構成の特性等を踏まえ計画的な人事管理に努める等、一層の工夫が必要。本院としては、関連する制度を含め適切な措置がとられるよう引き続き必要な対応

6 む す び

職員の給与等を決定する諸条件は以上報告したとおりであり、これらを総合的に判断した結果、本委員会は職員の給与等について、次のとおり所要の措置を講ずる必要があると認める。

(1) 公民の給与較差等に基づく給与の改定

前述のとおり、本年4月時点で、職員の月例給与が民間給与を913円(0.25%)下回っていることが判明した。これは、本年の職種別民間給与実態調査によると、春季賃金改定では、昨年とほぼ同割合の事業所でもベースアップが実施されたことによるものと考えられる。

また、昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた特別給の年間支給割合は4.18月で、職員の年間平均支給月数(4.10月)が民間事業所の特別給を0.08月下回っていた。

本委員会としては、本年の職種別民間給与実態調査の結果や国家公務員給与についての人事院勧告の内容などの諸情勢を総合的に勘案した結果、月例給および特別給の引上げ改定を行うことが適切であると判断した。

ア 改定すべき事項

(ア) 給料

給料表については、職員の月例給与が民間給与を下回ることとなったことから、人事院勧告における国家公務員俸給表の改定状況および本県の実情を考慮し、公民較差を踏まえた所要の引上げ改定を行う必要がある。

(イ) 諸手当

医師および歯科医師ならびに獣医師に対する初任給調整手当については、人事院勧告を勘案し、所要の改定を行う必要がある。

地域手当について、県外に所在する公署に在勤する職員および医療職給料表(一)の適用を受ける職員に対する支給割合は、人事院勧告に準じて改定する必要がある。

また、県内に所在する公署に在勤する職員(医療職給料表(一)の適用を受ける職員を除く。)には、これまで、県内民間企業が県内事業所間で賃金に地域差を設けていない状況や人事管理上の問題を考慮し、国家公務員に準拠した制度とした場合の財源の範囲内で一律1.3%を支給してきたが、支給開始からおおむね10年が経過したこと、この間に国家公務員に地域手当が支給される級地に在勤する職員の割合も変化してきたこと等から、本委員会において財源の範囲内で支給割合を再計算したところ、0.1%の引上げが可能であった。このため、地域手当の支給割合を引上げ、公民較差を解消することが適当であると考える。

期末手当・勤勉手当については、民間の特別給の支給状況や人事院勧告における改定状況を考慮し、支給割合を引き上げる必要がある。

イ 改定の実施時期

これらの給与改定は、平成 27 年 4 月 1 日から実施することとする。

(2) 給与制度の総合的見直し

人事院は、昨年の勧告時において、俸給表や諸手当のあり方を含めた給与制度の総合的見直しを実施することとし、地域間の給与配分、世代間の給与配分および職務や勤務実績に応じた給与配分の見直しについて、その具体的な措置の内容および実施スケジュール等の全体像を示し、給与法の改正により、本年 4 月から本格的に実施している。今後、諸手当の見直し等について段階的に実施し、平成 30 年 4 月 1 日に完成させることとしている。

本委員会も、昨年、給与制度の総合的見直しについて勧告を行い、今年 4 月から段階的に実施されているところである。

平成 28 年度においては、国に準じ、次のように改定を行うこととする。

・地域手当の支給割合の改定

地域手当の支給割合は、平成 28 年 4 月 1 日から給与条例に定める支給割合とする。

・単身赴任手当の支給額の改定

単身赴任手当の基礎額については、平成 28 年 4 月 1 日から 4,000 円引き上げ、30,000 円とする。

また、単身赴任手当の加算額の限度についても、平成 28 年 4 月 1 日から 12,000 円引き上げ、70,000 円とする。

(3) 総実勤務時間の短縮

総実勤務時間の短縮は、職員の心身両面の健康保持、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）、さらには公務能率の向上という観点から極めて重要な課題であり、女性の活躍推進に向けた環境整備を図るという面からも必要である。

本県においては、超過勤務の縮減に向けて、これまでも全庁一斉消灯退庁日（ライトダウンデー）やライトダウンワークの実施など、任命権者による積極的な取組が行われ、一定の効果を上げてきているが、依然として長時間に及ぶ超過勤務が行われている実態が見受けられる。

また、年次休暇の取得日数は、近年、各任命権者において、休暇の計画的取得や連続取得のための様々な取組がなされているが、次世代育成支援対策推進法に基づき各任命権者が策定する第3期特定事業主行動計画において、新たな目標を定め、引き続き休暇を取得しやすい環境の整備に努める必要がある。

総実勤務時間を短縮するためには、任命権者においては、引き続き、業務のスリム化・効率化や意思決定の迅速化等により、超過勤務の縮減や適正な人員配置に取り組みむとともに、職場管理者にあっては、職員の業務の進捗状況等を的確に把握し、所属内の業務の平準化を図り、超過勤務の事前命令および実績管理を徹底するなど、職員

の勤務管理を適切に行うことが必要である。また、職員一人ひとりがタイムマネジメント意識・コスト意識を持って、日頃から計画的かつ効率的に業務に取り組む必要がある。

特に、学校現場においては、新たな教育課題への対応や地域や家庭からのニーズの多様化等により、教職員は、丁寧に児童・生徒と向き合うため、個別対応や部活動などで関わる時間も長くなるなど、その業務は高度化・過密化している。このため、校長等は教職員一人ひとりの勤務時間の実態を把握することはもとより、学校の運営状況に応じた勤務時間の割振りを適正に行い、教職員が日々の教育活動に専念するための時間を拡充できるよう創意工夫に努める必要がある。また、本年7月には、文部科学省から「学校現場における業務改善のためのガイドライン」が公表され、教育委員会がイニシアチブを取って学校現場の改善に取り組む際にポイントとなることなどが示されている。教育委員会においては、このガイドラインも参考にしながら、引き続き学校の実情の把握および改善策の検討に努め、事務事業のスクラップ・アソート・ピルドの徹底や様々な調査・協力依頼等の縮減など現場の実態に応じた適切な措置を講じ、教育活動の充実を維持しつつ、長時間勤務の解消に向けてより一層取り組む必要がある。

(4) 職業生活と家庭生活の両立支援

本格的な少子高齢化を迎える中、男女が共に家庭生活や地域社会における責任を担いつつ、仕事と生活の調和を図ることができる勤務環境を整備することは、職員の福祉を増進し、公務効率や県民サービスの向上、今後の優秀な人材の確保にもつながるものである。また、本年8月に女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）が成立したところであり、今後ともより一層女性職員の仕事と家庭の両立支援の推進に取り組む必要がある。

第2期特定事業主行動計画は、平成22年度から実施され、各任命権者の様々な取組により、一定の成果が見られるところであるが、男性職員の育児休業、配偶者出産休暇の取得については、これらの制度の周知徹底や意識啓発等による一層の取得促進策ならびに休業・休暇を取得しやすい職場環境の整備が求められる。また、女性活躍推進法において、女性の活躍に関する数値目標や取組などを内容とする行動計画の策定が義務付けられたところであり、今後はその計画に基づいて着実に取り組むことが求められる。

各任命権者においては、引き続き、両法に基づく特定事業主行動計画に掲げる数値目標を達成できるよう着実に努力されるとともに、今後とも、男女が家庭・地域・会社でそれぞれ活躍できるよう支えあう社会の構築に向け、県が先導的役割を果たすためにも実効性ある仕事と家庭の両立支援をより一層推進していくことを要望する。

なお、本年の人事院勧告では、一般職の国家公務員のフレックスタイム制について、これまで研究職等一部を対象に導入されてきたが、平成28年4月からは原則として全ての職員を対象に導入するよう勧告した。

本県におけるフレックスタイム制の導入については、窓口対応が必要な職場などで、その実施により県民へのサービス低下にならないようにする必要があり、また、

公務においては組織的な職務遂行を基本としてしているため、適切な公務運営のための体制が確保される必要があること、職員の適切な勤務の管理を図ることが必要であることなどの課題があることから、これらの課題への対応について十分に検討する必要がある。

(5) 職員の健康管理

職員の心身両面における健康づくりは、職員やその家族にとって重要であるばかりでなく、職員が高い意欲を持って能力を十分に発揮し、県民に対して質の高い行政サービスを的確に提供するという観点からも重要である。

心身の健康づくりのためには、予防や早期発見・早期対応に取り組むことが極めて重要であり、個々の職員においても自らが自分の心身の健康状態を把握し早期に対処するセルフケアに努めることが不可欠である。また、職場管理者にあっては、日頃から職員とコミュニケーションを図り日常的な行動や健康状態の適切な把握、職員からの相談への適切な対応、職員の健康状態に配慮した業務分担の変更、長時間に及ぶ超過勤務を行った職員に対する医師の面接指導の徹底等に引き続き努める必要がある。

各任命権者においては、定期健診やメンタルヘルスに関する研修の実施、相談体制の充実など予防や早期対応のための様々な取組と併せて、療養中の職員の円滑な職場復帰および再発防止を目指す職場復帰支援制度を実施しており、特にメンタルヘルスの面においては一定の成果が見られていることから、今後もこれらに積極的に取り組み、より充実したものとしていくことが望まれる。

また、昨年の労働安全衛生法の改正により、事業者にストレスチェックと面接指導の実施を義務づける制度「ストレスチェック制度」が創設された。各任命権者においては、このストレスチェック制度を適切に実施することにより、職員のメンタルヘルス不調を未然に防止するとともに、職場におけるストレス要因を評価し、職場環境の改善につなげていくことが必要である。

さらに、職場におけるパワー・ハラスメントおよびセクシャル・ハラスメントについては、組織の正常な業務運営の障害となるとともに職員の勤労意欲を減退させ、ひいては精神疾患に陥る職員を発生させる要因ともなり得るものであることから、職場管理者にあっては、こうした点に十分留意し、活力ある職場環境づくりに努めていくことが望まれる。

(6) 能力・実績に基づく人事管理の推進

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律が昨年5月14日に公布され、地方公務員の能力・実績に基づく人事管理の徹底を図るための人事評価制度の導入について、平成28年4月1日から施行されることとなっている。

本県では、既に知事部局および警察本部において、人事評価制度を導入し、公平・公正な人事評価に努めているところであるが、各任命権者においては、今回の地方公務員法の改正の趣旨に則り、所要の措置を講ずるとともに、職員の理解と納得を得ながら人事評価制度を適切に運用し、能力・実績に基づく人事管理を行うことが必要である。

(7) 公務員の高齢期雇用

国家公務員の年金支給開始年齢の65歳への段階的な引上げに伴う雇用と年金の接続のための措置については、平成25年3月に閣議決定された「国家公務員の雇用と年金の接続について」において、当面、現行の再任用の仕組みにより年金支給開始年齢に達するまで希望者を再任用するものとされ、地方公務員についても、この閣議決定の趣旨を踏まえ、地域の実情に応じた措置を講ずるよう国から要請されている。

来年度には年金支給開始年齢が62歳に引き上げられ、本年度の定年退職者からは、定年退職から年金支給開始まで最長2年間となることから、本県においても、今後再任用希望者の増加が見込まれ、これらの職員の能力および経験を職務遂行の中で活用していく必要がある。

各任命権者においては、定年退職する職員が再任用を希望する場合には、当該職員が年金支給開始年齢に達するまで再任用することができるよう、当該職員の希望や能力、健康状態等を適切に把握するとともに、再任用職員の様々な能力や経験を十分に生かせるよう、引き続き職域の拡大などの検討をしていく必要がある。

(8) 公務員倫理の確保

全体の奉仕者として公共の利益のために勤務する職員には、公務員倫理の確保が強く求められる。

職員一人ひとりが、法令遵守を徹底し、高い倫理観の保持に努めるとともに、公務の執行者たる責務や公務の活動に要する費用は、原則として税金によって賄われていることを常に意識し、県民の信頼と期待に応えるという強い使命感を持って、全力で職務に精励することが必要である。

各任命権者においては、職員研修等のあらゆる機会を通じ、引き続き職員の倫理意識の高揚に努め、法令の遵守および厳正な服務規律の確保を図ることが必要である。また、職場管理者においては、職員一人ひとりの勤務状況や勤務態度を常に把握し、日頃から適時適切な指示および指導を行うとともに、職場における倫理観の向上に努め、組織全体で公務員倫理の徹底を図っていくことが必要である。

(9) 適正な給与の確保

人事委員会の給与勧告制度は、職員の労働基本権制約の代償措置として設けられたものであり、職員に対し、社会一般の情勢に適応した給与を実現する機能を有するものである。また、給与勧告を通じて職員の適正な処遇を確保することは、有為な人材の確保や労使関係の安定等をもたらし、効率的な行政運営に寄与するものである。

議会および知事におかれましては、このような給与勧告制度の意義や役割に深い理解を示され、勧告どおり実施されるよう要請する。

勸 告

本委員会は、次の事項を実現するため、福井県一般職の職員等の給与に関する条例（昭和29年福井県条例第24号）、福井県一般職の任期付研究員の採用ならびに給与および勤務時間の特例に関する条例（平成14年福井県条例第4号）および福井県一般職の任期付職員の採用および給与の特例に関する条例（平成15年福井県条例第1号）を改正することを勧告する。

1 福井県一般職の職員等の給与に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第1のとおり改定すること。

(2) 諸手当

ア 初任給調整手当について

(ア) 医療職給料表（一）の適用を受ける医師および歯科医師に対する支給月額額の限度を人事院勧告に準じて改定すること。

(イ) 医療職給料表（一）以外の給料表の適用を受ける医師および歯科医師で、医学または歯学に関する専門的知識を必要とする職にあるものに対する支給月額額の限度を人事院勧告に準じて改定すること。

(ウ) 行政職給料表、研究職給料表および医療職給料表（二）の適用を受ける職員で、獣医学に関する専門的知識を必要とする職にあるものに対する支給月額額の限度を30,300円とすること。

イ 地域手当について

県内に所在する公署に在勤する職員（医療職給料表（一）の適用を受ける職員を除く。）に対する支給割合は、1.4%とすること。

ウ 勤勉手当について

(ア) 平成27年12月期の支給割合

a 特定幹部職員以外の職員

12月に支給される勤勉手当の支給割合を0.85月分とすること。再任用職員については、同月に支給される勤勉手当の支給割合を0.4月分とすること。

b 特定幹部職員

12月に支給される勤勉手当の支給割合を1.05月分とすること。再任用職員については、同月に支給される勤勉手当の支給割合を0.5月分とすること。

(イ) 平成28年6月期以降の支給割合

a 特定幹部職員以外の職員

6月および12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.8月分とすること。再任用職員については、6月および12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.375月分とすること。

b 特定幹部職員

6月および12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.0月分とすること。再任用職員については、6月および12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.475月分とすること。

2 福井県一般職の任期付研究員の採用ならびに給与および勤務時間の特例に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第2のとおり改定すること。

(2) 期末手当について

ア 平成27年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を1.6月分とすること。

イ 平成28年6月期以降の支給割合

6月および12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.575月分とすること。

3 福井県一般職の任期付職員の採用および給与の特例に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第3のとおり改定すること。

(2) 特定任期付き職員の期末手当について

ア 平成27年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を1.6月分とすること。

イ 平成28年6月期以降の支給割合

6月および12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.575月分とすること。

4 改定の実施時期

この改定は、平成27年4月1日から実施すること。ただし、1の(2)のウの(イ)、2の(2)のイおよび3の(2)のイについては、平成28年4月1日から実施すること。

別記第1

行政職給料表

職員の 区分	1級		2級		3級		4級		5級		6級		7級		8級		9級	
	給料月額	基本月額	給料月額	基本月額	給料月額	基本月額	給料月額	基本月額	給料月額	基本月額	給料月額	基本月額	給料月額	基本月額	給料月額	基本月額	給料月額	基本月額
1	140,100	190,200	226,400	259,900	296,400	341,000	406,900	467,200	537,200	607,200	677,200	747,200	817,200	887,200	957,200	1,027,200	1,097,200	1,167,200
2	141,200	192,600	228,000	261,900	298,400	343,000	409,900	470,300	540,300	610,300	680,300	750,300	820,300	890,300	960,300	1,030,300	1,100,300	1,170,300
3	142,400	195,800	231,100	265,800	302,900	347,500	414,900	476,300	546,300	616,300	686,300	756,300	826,300	896,300	966,300	1,036,300	1,106,300	1,176,300
4	143,600	199,000	234,000	268,800	306,800	351,400	419,900	481,300	551,300	621,300	691,300	761,300	831,300	901,300	971,300	1,041,300	1,111,300	1,181,300
5	144,800	202,200	236,900	271,600	309,800	354,400	422,900	484,300	554,300	624,300	694,300	764,300	834,300	904,300	974,300	1,044,300	1,114,300	1,184,300
6	146,000	205,400	239,800	274,400	312,700	357,000	425,900	487,300	557,300	627,300	697,300	767,300	837,300	907,300	977,300	1,047,300	1,117,300	1,187,300
7	147,200	208,600	242,700	277,200	315,600	359,600	428,900	490,300	560,300	630,300	700,300	770,300	840,300	910,300	980,300	1,050,300	1,120,300	1,190,300
8	148,400	211,800	245,600	280,000	318,500	362,200	431,900	493,300	563,300	633,300	703,300	773,300	843,300	913,300	983,300	1,053,300	1,123,300	1,193,300
9	149,600	215,000	248,500	282,800	321,400	364,800	434,900	496,300	566,300	636,300	706,300	776,300	846,300	916,300	986,300	1,056,300	1,126,300	1,196,300
10	150,800	218,200	251,400	285,600	324,300	367,600	437,900	499,300	569,300	639,300	709,300	779,300	849,300	919,300	989,300	1,059,300	1,129,300	1,199,300
11	152,000	221,400	254,300	288,400	327,200	370,400	440,900	502,300	572,300	642,300	712,300	782,300	852,300	922,300	992,300	1,062,300	1,132,300	1,202,300
12	153,200	224,600	257,200	291,200	330,100	373,200	443,900	505,300	575,300	645,300	715,300	785,300	855,300	925,300	995,300	1,065,300	1,135,300	1,205,300
13	154,400	227,800	260,100	294,000	333,000	376,000	446,900	508,300	578,300	648,300	718,300	788,300	858,300	928,300	998,300	1,068,300	1,138,300	1,208,300
14	155,600	231,000	263,000	296,800	335,900	378,800	449,900	511,300	581,300	651,300	721,300	791,300	861,300	931,300	1,001,300	1,071,300	1,141,300	1,211,300
15	156,800	234,200	265,900	300,000	338,800	381,600	452,900	514,300	584,300	654,300	724,300	794,300	864,300	934,300	1,004,300	1,074,300	1,144,300	1,214,300
16	158,000	237,400	268,800	303,200	341,700	384,400	455,900	517,300	587,300	657,300	727,300	797,300	867,300	937,300	1,007,300	1,077,300	1,147,300	1,217,300
17	159,200	240,600	271,700	306,400	344,600	387,200	458,900	520,300	590,300	660,300	730,300	800,300	870,300	940,300	1,010,300	1,080,300	1,150,300	1,220,300
18	160,400	243,800	274,600	309,600	347,500	390,000	461,900	523,300	593,300	663,300	733,300	803,300	873,300	943,300	1,013,300	1,083,300	1,153,300	1,223,300
19	161,600	247,000	277,500	312,800	350,400	392,800	464,900	526,300	596,300	666,300	736,300	806,300	876,300	946,300	1,016,300	1,086,300	1,156,300	1,226,300
20	162,800	250,200	280,400	316,000	353,300	395,600	467,900	529,300	599,300	669,300	739,300	809,300	879,300	949,300	1,019,300	1,089,300	1,159,300	1,229,300
21	164,000	253,400	283,300	319,200	356,200	398,400	470,900	532,300	602,300	672,300	742,300	812,300	882,300	952,300	1,022,300	1,092,300	1,162,300	1,232,300
22	165,200	256,600	286,200	322,400	359,000	401,200	473,900	535,300	605,300	675,300	745,300	815,300	885,300	955,300	1,025,300	1,095,300	1,165,300	1,235,300
23	166,400	259,800	289,100	325,600	361,800	404,000	476,900	538,300	608,300	678,300	748,300	818,300	888,300	958,300	1,028,300	1,098,300	1,168,300	1,238,300
24	167,600	263,000	292,000	328,800	364,600	406,800	479,900	541,300	611,300	681,300	751,300	821,300	891,300	961,300	1,031,300	1,101,300	1,171,300	1,241,300
25	168,800	266,200	294,900	332,000	367,400	409,600	482,900	544,300	614,300	684,300	754,300	824,300	894,300	964,300	1,034,300	1,104,300	1,174,300	1,244,300
26	169,900	269,400	297,800	335,200	370,200	412,400	485,900	547,300	617,300	687,300	757,300	827,300	897,300	967,300	1,037,300	1,107,300	1,177,300	1,247,300
27	171,100	272,600	300,700	338,400	373,000	415,200	488,900	550,300	620,300	690,300	760,300	830,300	900,300	970,300	1,040,300	1,110,300	1,180,300	1,250,300
28	172,300	275,800	303,600	341,600	375,800	418,000	491,900	553,300	623,300	693,300	763,300	833,300	903,300	973,300	1,043,300	1,113,300	1,183,300	1,253,300
29	173,500	279,000	306,500	344,800	378,600	420,800	494,900	556,300	626,300	696,300	766,300	836,300	906,300	976,300	1,046,300	1,116,300	1,186,300	1,256,300
30	174,700	282,200	309,400	348,000	381,400	423,600	497,900	559,300	629,300	699,300	769,300	839,300	909,300	979,300	1,049,300	1,119,300	1,189,300	1,259,300
31	175,900	285,400	312,300	351,200	384,200	426,400	500,900	562,300	632,300	702,300	772,300	842,300	912,300	982,300	1,052,300	1,122,300	1,192,300	1,262,300
32	177,100	288,600	315,200	354,400	387,000	429,200	503,900	565,300	635,300	705,300	775,300	845,300	915,300	985,300	1,055,300	1,125,300	1,195,300	1,265,300
33	178,300	291,800	318,100	357,600	389,800	432,000	506,900	568,300	638,300	708,300	778,300	848,300	918,300	988,300	1,058,300	1,128,300	1,198,300	1,268,300
34	179,500	295,000	321,000	360,800	392,600	434,800	509,900	571,300	641,300	711,300	781,300	851,300	921,300	991,300	1,061,300	1,131,300	1,201,300	1,271,300
35	180,700	298,200	323,900	364,000	395,400	437,600	512,900	574,300	644,300	714,300	784,300	854,300	924,300	994,300	1,064,300	1,134,300	1,204,300	1,274,300
36	181,900	301,400	326,800	367,200	398,200	440,400	515,900	577,300	647,300	717,300	787,300	857,300	927,300	997,300	1,067,300	1,137,300	1,207,300	1,277,300
37	183,100	304,600	329,700	370,400	401,000	443,200	518,900	580,300	650,300	720,300	790,300	860,300	930,300	1,000,300	1,070,300	1,140,300	1,210,300	1,280,300
38	184,300	307,800	332,600	373,600	403,800	446,000	521,900	583,300	653,300	723,300	793,300	863,300	933,300	1,003,300	1,073,300	1,143,300	1,213,300	1,283,300
39	185,500	311,000	335,500	376,800	406,600	448,800	524,900	586,300	656,300	726,300	796,300	866,300	936,300	1,006,300	1,076,300	1,146,300	1,216,300	1,286,300
40	186,700	314,200	338,400	380,000	409,400	451,600	527,900	589,300	659,300	729,300	799,300	869,300	939,300	1,009,300	1,079,300	1,149,300	1,219,300	1,289,300
41	187,900	317,400	341,300	383,200	412,200	454,400	530,900	592,300	662,300	732,300	802,300	872,300	942,300	1,012,300	1,082,300	1,152,300	1,222,300	1,292,300
42	189,100	320,600	344,200	386,400	415,000	457,200	533,900	595,300	665,300	735,300	805,300	875,300	945,300	1,015,300	1,085,300	1,155,300	1,225,300	1,295,300
43	190,300	323,800	347,100	389,600	417,800	460,000	536,900	598,300	668,300	738,300	808,300	878,300	948,300	1,018,300	1,088,300	1,158,300	1,228,300	1,298,300
44	191,500	327,000	350,000	392,800	420,600	462,800	539,900	601,300	671,300	741,300	811,300	881,300	951,300	1,021,300	1,091,300	1,161,300	1,231,300	1,301,300
45	192,700	330,200	352,900	396,000	423,400	465,600	542,900	604,300	674,300	744,300	814,300	884,300	954,300	1,024,300	1,094,300	1,164,300	1,234,300	1,304,300
46	193,900	333,400	355,800	399,200	426,200	468,400	545,900	607,300	677,300	747,300	817,300	887,300	957,300	1,027,300	1,097,300	1,167,300	1,237,300	1,307,300
47	195,100	336,600	358,700	402,400	429,000	471,200	548,900	610,300	680,300	750,300	820,300	890,300	960,300	1,030,300	1,100,300	1,170,300	1,240,300	1,310,300
48	196,300	339,800	361,600	405,600	431,800	474,000	551,900	613,300	683,300	753,300	823,300	893,300	963,300	1,033,300	1,103,300	1,173,300	1,243,300	1,313,300
49	197,500	343,000	364,500	408,800	434,600	476,800	554,900	616,300	686,300	756,300	826,300	896,300	966,300	1,036,300	1,106,300	1,176,300	1,246,300	1,316,300
50	198,700	346,200	367,400	412,000	437,400	479,600	557,900	619,300	689,300	759,300	829,300	899,300	969,300	1,039,300	1,109,300	1,179,300	1,249,300	1,319,300
51	199,900	349,400	370,300	415,200	440,200	482,400	560,900	622,300	692,300	762,300	832,300	902,300	972,300	1,042,300	1,112,3			

警察職給料表

職員の 区分	1級		2級		3級		4級		5級		6級		7級		8級		9級	
	月	円	月	円	月	円	月	円	月	円	月	円	月	円	月	円	月	円
1	163,200	178,800	205,400	245,300	289,400	316,300	345,100	380,200	421,600									
2	164,900	180,600	207,400	247,100	291,600	318,500	347,300	382,400	423,800									
3	166,700	182,400	209,400	248,900	293,600	320,800	349,600	384,500	425,900									
4	168,400	184,200	211,400	250,700	295,600	323,000	351,800	386,600	427,900									
5	169,900	186,100	213,400	252,400	297,900	325,200	353,900	388,500	429,800									
6	171,800	188,400	215,400	254,200	300,100	327,500	356,000	390,500	431,600									
7	173,600	190,700	217,400	255,800	302,300	329,800	358,200	392,300	433,500									
8	175,500	193,000	219,300	257,500	304,500	332,100	360,400	394,100	435,300									
9	177,200	195,200	221,400	259,500	306,500	334,000	362,600	395,900	437,000									
10	179,000	197,800	223,200	260,500	308,700	336,300	364,800	397,900	439,000									
11	180,600	200,300	225,000	261,600	311,000	338,500	366,600	399,500	441,000									
12	182,300	202,800	226,800	263,200	313,200	340,800	368,800	402,000	439,900									
13	184,200	205,200	228,700	264,800	315,300	342,900	371,000	403,700	441,900									
14	186,300	207,600	230,600	266,200	317,600	345,000	373,100	405,800	444,000									
15	188,400	209,800	232,500	267,300	319,800	347,200	375,500	407,800	446,000									
16	190,500	210,600	234,400	268,600	322,100	349,900	377,400	409,900	448,000									
17	192,700	212,600	236,000	269,700	324,000	351,500	379,200	411,600	449,800									
18	195,100	214,400	237,800	271,100	326,300	353,500	381,200	413,300	449,600									
19	197,500	216,300	239,600	272,500	328,400	355,600	383,100	415,000	451,400									
20	199,900	218,100	241,300	274,000	330,700	357,700	385,100	416,600	453,100									
21	202,400	219,800	243,000	275,300	332,800	359,800	388,500	419,300	454,700									
22	204,200	221,600	244,400	276,700	334,800	361,800	391,200	421,300	456,400									
23	206,000	223,400	245,600	278,200	336,900	363,800	393,100	423,300	458,000									
24	207,800	225,200	246,900	279,700	339,000	365,900	395,100	425,300	459,800									
25	209,700	226,900	248,200	280,900	340,900	367,800	397,800	427,100	461,300									
26	211,500	228,600	249,500	282,900	343,000	369,800	399,600	428,500	462,700									
27	213,300	230,300	250,800	284,900	345,000	371,800	401,900	429,500	464,200									
28	215,000	232,000	252,000	286,900	347,000	373,800	403,000	428,600	465,500									
29	216,900	233,400	253,300	288,900	348,200	375,700	405,500	429,500	466,700									
30	218,700	235,200	254,300	290,900	351,300	377,800	408,300	431,500	467,800									
31	220,500	237,000	255,600	292,800	353,300	379,900	408,600	433,300	468,100									
32	222,300	238,800	256,700	294,700	355,400	381,900	407,700	434,900	468,800									
33	224,000	240,200	257,800	296,500	357,100	383,800	409,400	436,300	469,300									
34	227,400	243,000	259,900	298,300	359,100	385,900	410,900	438,000	470,100									
35	227,400	243,000	259,900	298,300	359,100	385,900	410,900	438,000	470,100									
36	229,100	244,400	261,100	302,100	363,100	389,900	413,800	441,300	471,400									
37	230,500	245,700	262,100	303,900	365,000	391,600	415,300	442,700	472,500									
38	232,300	247,000	263,300	305,800	367,100	393,100	416,800	443,400	472,900									
39	234,100	248,200	264,400	307,700	369,100	394,100	418,100	444,100	472,800									
40	235,900	249,400	265,400	309,500	371,100	395,800	418,800	444,800	473,300									
41	237,300	250,600	266,600	311,400	373,100	397,000	421,300	445,200	473,800									
42	238,700	251,800	267,100	313,200	375,200	398,100	423,600	445,800	474,200									
43	240,000	252,900	268,400	315,100	377,300	399,100	425,900	446,500	474,600									
44	241,200	254,000	270,600	317,000	379,300	400,100	428,100	447,100	475,000									
45	242,600	255,100	271,800	318,800	381,000	401,300	428,500	447,900	475,300									
46	243,600	256,200	273,300	320,700	382,700	402,500	429,800	448,600										
47	244,600	257,300	274,900	322,600	384,300	403,600	427,500	449,100										
48	245,500	258,500	276,500	324,400	386,000	404,800	429,400	449,600										
49	246,400	259,500	278,300	326,000	387,400	406,100	429,900	450,100										
50	247,500	260,700	280,000	327,600	388,400	406,500	429,500	450,400										
51	248,700	261,800	281,700	329,200	389,400	407,700	429,700	450,700										
52	249,800	262,900	283,300	330,900	390,400	408,000	430,000	451,100										
53	250,800	264,100	284,800	332,600	391,700	408,900	430,300	451,500										
54	252,000	265,200	286,000	334,300	392,800	409,600	430,700	451,700										
55	253,000	266,500	288,300	336,100	393,900	410,300	431,000	452,000										
56	254,200	267,800	290,100	337,900	395,100	410,900	431,300	452,200										
57	255,300	269,000	291,700	339,100	396,000	411,600	431,600	452,600										
58	256,300	270,500	293,400	340,800	397,200	412,000	431,900	452,800										
59	257,100	272,000	295,200	342,400	398,000	412,600	432,200	453,000										
60	258,100	273,600	297,000	344,000	398,700	413,200	432,500	453,200										
61	259,200	275,200	298,500	345,600	399,200	413,600	432,800	453,600										
62	260,300	276,800	300,300	347,300	399,900	414,200	433,100											
63	261,400	278,400	302,100	349,000	400,600	414,700	433,400											
64	262,400	280,000	303,800	350,700	401,300	415,200	433,700											
65	263,500	281,500	305,300	352,300	401,600	415,700	434,000											
66	264,700	282,900	307,000	353,900	402,300	416,300	434,300											
67	266,000	284,400	308,600	355,500	403,000	416,700	434,600											
68	267,300	285,900	310,300	357,100	403,600	417,200	434,900											

69	268,500	287,500	311,900	359,300	404,000	417,600	435,100											
70	269,900	289,600	313,300	359,700	404,500	417,900	435,400											
71	271,300	290,600	314,800	361,000	405,100	418,200	435,700											
72	272,700	292,200	316,300	362,400	405,600	418,500	436,000											
73	274,000	293,500	317,300	363,600	406,100	418,800	436,200											
74	275,400	294,900	318,900	364,800	406,500	419,100	436,500											
75	276,800	296,400	320,400	366,100	407,000	419,400	436,800											
76	278,100	297,500	322,100	367,400	407,500	419,700	437,100											
77	279,300	299,000	323,900	368,700	408,000	419,900	437,300											
78	280,500	300,500	325,600	369,900	408,500	420,200	437,600											
79	281,700	301,900	327,200	371,100	409,100	420,500	437,900											
80	282,800	303,400	328,800	372,300	409,600	420,800	438,200											

教育職給料表(一)

職員の区分	職別の号	給料月額			
		1級	2級	3級	4級
	1	153,600	197,900	327,200	415,700
	2	155,100	199,600	329,400	417,500
	3	156,600	201,200	331,700	419,300
	4	158,100	202,900	333,900	421,000
	5	159,800	204,700	336,200	422,500
	6	161,700	206,400	338,400	424,000
	7	163,500	208,100	340,700	425,800
	8	165,300	209,700	343,000	427,800
	9	167,100	211,500	345,000	429,600
	10	169,200	213,400	347,100	431,400
	11	171,200	215,300	349,300	433,500
	12	173,200	217,200	351,400	435,100
	13	175,200	219,000	353,600	436,800
	14	177,400	220,900	355,800	438,700
	15	179,600	222,800	357,600	440,500
	16	181,800	224,900	359,600	442,400
	17	184,100	226,800	361,500	444,100
	18	186,700	229,500	363,400	445,900
	19	189,200	232,200	365,400	447,700
	20	191,700	234,900	367,400	449,500
	21	194,200	237,500	369,200	451,100
	22	196,900	240,300	371,100	452,800
	23	197,600	242,800	373,000	454,700
	24	199,300	245,600	374,900	456,400
	25	200,800	248,100	376,600	458,100
	26	202,500	250,600	378,300	459,700
	27	204,200	253,100	380,000	461,300
	28	206,800	255,500	381,900	462,800
	29	207,300	258,200	383,800	464,300
	30	209,000	260,600	385,700	465,800
	31	210,700	262,800	387,600	466,900
	32	212,400	265,000	389,600	468,200
	33	214,000	267,200	391,300	469,400
	34	215,800	269,400	393,000	470,100
	35	217,600	271,600	394,600	470,800
	36	219,400	273,700	396,400	471,500
	37	221,000	276,000	397,600	472,100
	38	222,800	278,000	399,100	472,800
	39	224,600	280,000	400,500	473,500
	40	226,400	282,000	401,900	474,200
	41	228,100	283,900	403,600	474,800
	42	229,800	285,400	405,000	475,500
	43	231,400	288,700	406,300	476,200
	44	233,000	291,200	407,600	476,900
	45	234,600	293,400	409,400	477,500
	46	236,000	295,900	410,700	478,200
	47	237,300	298,300	412,200	478,900
	48	238,600	301,000	413,600	479,600
	49	240,100	303,400	415,500	480,200
	50	241,600	305,800	416,900	
	51	242,800	308,300	418,500	
	52	244,300	310,700	420,000	
	53	245,600	313,100	421,700	
	54	246,800	315,300	423,200	
	55	248,200	317,400	424,800	
	56	249,400	319,500	426,400	
	57	250,700	321,900	427,900	
	58	251,800	324,000	429,400	
	59	253,000	326,200	430,600	
	60	254,200	328,200	431,800	
	61	255,500	330,400	433,000	
	62	256,900	332,500	434,300	
	63	258,300	334,700	435,600	
	64	259,500	336,900	436,800	
	65	260,900	338,800	438,000	
	66	262,400	341,000	439,200	
	67	264,000	343,100	440,400	
	68	265,700	345,300	441,600	
	69	267,200	347,300	442,800	
	70	268,600	349,200	444,000	
	71	270,000	351,300	445,200	
	72	271,500	353,300	446,400	
	73	272,600	355,100	447,500	
	74	274,000	357,000	448,100	
	75	275,400	358,800	448,600	
	76	276,700	360,700	449,100	

77	278,100	362,600	449,600
78	279,300	364,300	450,200
79	280,500	366,000	450,700
80	281,700	367,600	451,200
81	282,900	369,100	451,700
82	284,100	370,600	452,300
83	285,300	372,100	452,800
84	286,500	373,500	453,300
85	287,700	374,600	453,800
86	288,800	375,000	454,400
87	290,000	377,400	454,900
88	291,200	378,700	455,400
89	292,400	380,000	
90	293,500	381,300	
91	294,700	382,300	
92	295,900	383,800	
93	296,700	385,100	
94	297,700	386,200	
95	298,800	387,300	
96	300,000	388,700	
97	301,000	390,100	
98	302,100	391,100	
99	303,100	392,200	
100	304,200	393,200	
101	305,100	394,100	
102	306,200	395,100	
103	307,300	396,200	
104	308,300	397,300	
105	308,900	398,000	
106	309,800	398,900	
107	310,600	399,800	
108	311,400	400,700	
109	312,300	401,500	
110	312,700	402,400	
111	313,100	403,200	
112	313,600	404,000	
113	314,200	404,600	
114	314,600	405,300	
115	315,100	406,000	
116	315,600	406,700	
117	316,200	407,300	
118	316,700	407,800	
119	317,100	408,200	
120	317,600	408,600	
121	318,100	409,000	
122	318,500	409,300	
123	319,000	409,600	
124	319,500	409,800	
125	320,100	410,000	
126	320,700	410,300	
127	320,700	410,600	
128	321,000	410,800	
129	321,200	411,000	
130	321,500	411,300	
131	321,800	411,600	
132	322,100	411,800	
133	322,300	412,000	
134	322,500	412,300	
135	322,700	412,600	
136	323,000	412,800	
137	323,300	413,000	
138	323,500	413,300	
139	323,800	413,600	
140	324,100	413,800	
141	324,300	414,000	
142	324,500	414,300	
143	324,800	414,600	
144	325,000	414,800	
145	325,300	415,000	
146	325,500	415,300	
147	325,800	415,600	
148	326,100	415,800	
149	326,300	416,000	
150	326,500	416,300	
151	326,800	416,600	
152	327,100	416,800	
153	327,300	417,000	
	232,800	273,100	329,900
			414,000

再任用
職

備考 1 この表は、高等学校およびこれに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、教頭、教諭、
 兼任教諭、栄養教諭、助教諭、実習助手その他の職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料
 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料
 月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

研究職給料表

職員の区分	職員の番号	給料月額				
		1級	2級	3級	4級	5級
	1	140,200	189,800	276,400	328,500	403,000
	2	141,300	192,400	278,800	330,700	405,700
	3	142,500	194,800	281,200	332,900	408,500
	4	143,600	197,200	283,700	335,000	411,200
	5	144,700	199,700	286,000	336,900	414,100
	6	146,000	202,000	288,200	339,000	416,700
	7	147,300	204,300	290,300	341,100	419,500
	8	148,600	206,500	292,300	343,200	422,200
	9	149,700	208,600	294,500	345,100	424,700
	10	151,400	210,900	297,200	347,100	427,400
	11	153,000	213,300	299,800	349,200	430,000
	12	154,600	215,600	302,600	351,200	432,600
	13	156,100	217,800	305,000	353,300	435,000
	14	158,000	220,200	307,600	355,200	437,600
	15	159,900	222,600	310,200	357,100	440,200
	16	161,900	225,000	313,000	359,000	442,700
	17	163,700	227,300	315,600	360,900	445,000
	18	165,900	230,100	317,800	362,800	447,400
	19	168,100	233,000	320,000	364,700	449,900
	20	170,200	235,900	322,200	366,700	452,400
	21	172,400	238,400	324,500	368,300	454,300
	22	174,800	241,100	326,500	370,300	456,400
	23	177,100	243,600	328,500	372,200	458,500
	24	179,400	246,300	330,600	374,100	460,500
	25	181,500	249,000	332,700	375,700	462,400
	26	183,700	251,400	334,600	377,400	464,300
	27	185,800	253,700	336,400	379,300	466,300
	28	187,900	256,000	338,300	381,200	468,300
	29	189,900	258,700	340,300	383,000	470,100
	30	191,700	260,900	342,000	384,900	472,000
	31	193,500	262,800	343,600	386,800	474,000
	32	195,200	264,900	345,300	388,700	476,000
	33	197,000	266,800	346,700	390,300	477,700
	34	198,900	268,800	348,100	392,100	479,300
	35	200,800	270,900	349,600	393,700	480,900
	36	202,700	272,900	351,100	395,500	482,600
	37	204,400	274,800	352,400	396,700	484,100
	38	206,300	276,300	353,800	398,200	485,200
	39	208,200	277,700	355,200	399,600	486,500
	40	210,100	279,200	356,600	401,000	487,700
	41	212,000	280,600	357,500	402,400	488,600
	42	213,900	281,700	358,600	403,700	489,500
	43	215,800	282,700	359,800	405,200	490,500
	44	217,700	283,700	360,900	406,800	491,500
	45	219,400	284,500	362,100	408,200	492,300
	46	221,300	285,700	363,300	409,400	493,100
	47	223,100	287,000	364,600	411,000	493,900
	48	224,900	288,200	365,700	412,600	494,700
	49	226,600	289,600	366,800	413,900	495,300
	50	228,400	290,900	368,100	415,300	
	51	230,100	292,000	369,400	416,800	
	52	231,800	293,200	370,700	418,200	
	53	233,300	294,400	371,400	419,600	
	54	235,100	295,600	372,400	421,000	
	55	236,800	296,900	373,300	422,400	
	56	238,400	298,100	374,300	423,800	
	57	239,900	299,200	375,100	424,900	
	58	241,100	300,400	375,900	425,200	
	59	242,200	301,600	376,600	427,600	
	60	243,300	302,800	377,300	428,900	
再任用職員以外の職員						
	61	244,500	303,800	377,900	429,700	
	62	245,600	304,900	378,600	430,600	
	63	246,600	306,000	379,500	431,600	
	64	247,700	307,100	380,400	432,500	
	65	248,900	308,100	381,000	433,400	
	66	250,000	309,200	381,800	434,200	
	67	251,100	310,300	382,600	434,800	
	68	252,100	311,300	383,400	435,600	
	69	253,100	312,400	384,000	436,000	
	70	254,500	313,400	384,700	436,600	
	71	256,000	314,500	385,400	437,100	
	72	257,400	315,600	386,100	437,600	
	73	258,800	316,400	386,800	438,100	
	74	260,200	317,400	387,400	438,700	
	75	261,600	318,500	388,000	439,200	
	76	262,900	319,600	388,700	439,700	
	77	264,000	320,700	389,400	440,200	
	78	265,200	321,700	390,000	440,800	
	79	266,500	322,600	390,600	441,300	
	80	267,700	323,500	391,200	441,800	
	81	269,100	324,600	391,800	442,300	
	82	270,400	325,400	392,400	442,900	
	83	271,700	326,100	393,000	443,400	
	84	272,900	326,900	393,600	443,900	
	85	274,100	327,400	394,100	444,400	
	86	275,200	327,900	394,600	445,000	
	87	276,500	328,400	395,100	445,500	
	88	277,700	328,900	395,800	446,000	
	89	278,700	329,200	396,200	446,500	
	90	279,900	329,700			
	91	281,100	330,200			
	92	282,300	330,700			
	93	283,300	331,000			
	94	284,300	331,400			
	95	285,300	331,900			
	96	286,300	332,400			
	97	286,900	332,900			
	98	287,800	333,400			
	99	288,500	333,900			
	100	289,400	334,400			
	101	290,300	334,900			
	102	291,000	335,400			
	103	291,700	335,900			
	104	292,400	336,400			
	105	293,100	336,900			
	106	293,600	337,300			
	107	294,100	337,800			
	108	294,600	338,200			
	109	294,800	338,700			
	110	295,200	339,100			
	111	295,500	339,600			
	112	295,800	340,000			
	113	296,100	340,500			
	114	296,400	340,900			
	115	296,700	341,400			
	116	297,000	341,800			
	117	297,300	342,300			
	118	297,700	342,700			
	119	298,000	343,100			
	120	298,400	343,500			
	121	298,700	343,900			
再任用職員						
		216,300	257,500	282,300	324,700	379,000

備考 この表は、試験場、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究または調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

医療職給料表(一)

職員の 区分	職務の 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
	1	243,300	328,600	394,300	470,100
	2	245,800	331,600	397,200	472,400
	3	248,300	334,500	400,100	474,600
	4	250,800	337,600	403,000	476,900
	5	253,100	340,300	405,700	479,200
	6	256,900	343,600	408,400	481,400
	7	260,700	346,800	411,200	483,600
	8	264,500	349,900	414,000	485,800
	9	268,100	352,900	416,600	487,800
	10	272,100	355,900	419,300	489,900
	11	276,100	359,000	422,000	492,000
	12	280,100	362,200	424,700	494,100
	13	283,900	365,300	427,200	496,200
	14	287,900	368,900	429,700	498,300
	15	291,800	372,300	432,100	500,400
	16	295,700	376,000	434,600	502,500
	17	299,500	379,600	436,800	504,600
	18	303,100	382,300	439,200	506,600
	19	306,600	385,100	441,600	508,600
	20	310,200	387,900	444,000	510,600
	21	313,800	390,800	446,000	512,400
	22	317,500	393,400	448,400	514,200
	23	321,000	396,000	450,800	516,100
	24	324,700	398,600	453,100	518,000
	25	328,200	400,900	455,300	519,700
	26	331,000	403,200	457,600	521,500
	27	333,700	405,500	459,800	523,300
	28	336,300	407,800	462,100	525,100
	29	339,100	410,200	464,300	527,000
	30	341,400	412,300	466,600	528,800
	31	343,600	414,300	468,900	530,600
	32	346,000	416,400	471,100	532,400
	33	348,400	418,500	473,100	534,000
	34	350,800	420,500	475,200	535,800
	35	353,100	422,500	477,300	537,500
	36	355,600	424,500	479,400	539,300
	37	358,000	426,600	481,500	540,900
	38	360,400	428,600	483,300	542,500
	39	362,800	430,600	485,100	543,900
	40	365,200	432,600	486,900	545,500
	41	367,500	434,600	488,600	547,000
	42	369,900	436,400	489,400	548,400
	43	370,400	438,100	492,200	549,800
	44	371,900	439,900	494,000	551,100
	45	373,400	441,800	495,600	552,300
	46	374,800	443,600	497,300	553,300
	47	376,300	445,400	499,100	554,300
	48	377,800	447,100	500,900	555,300

再任用
職員の
職
以外
の
員

	49	379,100	448,900	502,500	556,300
	50	380,100	450,600	503,800	557,200
	51	381,100	452,400	505,100	558,100
	52	382,100	454,200	506,400	559,000
	53	383,100	456,100	507,700	559,800
	54	384,000	457,300	509,000	560,700
	55	384,900	458,500	510,300	561,600
	56	385,800	459,700	511,600	562,500
	57	386,800	460,900	512,600	563,400
	58	387,700	461,900	513,400	564,300
	59	388,500	462,900	514,200	565,200
	60	389,300	463,900	515,000	565,900
	61	390,100	464,700	515,900	566,800
	62	390,600	465,400	516,700	567,700
	63	391,000	466,100	517,600	568,600
	64	391,500	466,800	518,400	569,500
	65	391,800	467,500	519,300	570,400
	66	392,200	468,200	520,200	571,300
	67	392,600	468,900	520,900	572,200
	68	393,000	469,600	521,800	573,100
	69	393,400	470,100	522,700	574,000
	70	393,800	470,600	523,500	574,900
	71	394,200	471,100	524,400	575,800
	72	394,600	471,600	525,300	576,700
	73	395,000	472,100	526,100	577,600
	74	395,400	472,600	527,000	578,500
	75	395,800	473,100	527,900	579,400
	76	396,200	473,600	528,800	580,300
	77	396,600	474,100	529,700	581,200
	78	397,000	474,600	530,600	582,100
	79	397,400	475,100	531,500	583,000
	80	397,800	475,600	532,400	583,900
	81	398,200	476,100	533,300	584,800
	82	398,600	476,600	534,200	585,700
	83	399,000	477,100	535,100	586,600
	84	399,400	477,600	536,000	587,500
	85	399,800	478,100	536,900	588,400
	86	400,200	478,600	537,800	589,300
	87	400,600	479,100	538,700	590,200
	88	401,000	479,600	539,600	591,100
	89	401,400	480,100	540,500	592,000
	90	401,800	480,600	541,400	592,900
	91	402,200	481,100	542,300	593,800
	92	402,600	481,600	543,200	594,700
	93	403,000	482,100	544,100	595,600
	94	403,400	482,600	545,000	596,500
	95	403,800	483,100	545,900	597,400
	96	404,200	483,600	546,800	598,300
	97	404,600	484,100	547,700	599,200
	98	405,000	484,600	548,600	600,100
	99	405,400	485,100	549,500	601,000
	100	405,800	485,600	550,400	601,900
	101	406,200	486,100	551,300	602,800
	102	406,600	486,600	552,200	603,700
	103	407,000	487,100	553,100	604,600
	104	407,400	487,600	554,000	605,500
	105	407,800	488,100	554,900	606,400
	106	408,200	488,600	555,800	607,300
	107	408,600	489,100	556,700	608,200
	108	409,000	489,600	557,600	609,100
	109	409,400	490,100	558,500	610,000
	110	409,800	490,600	559,400	610,900
	111	410,200	491,100	560,300	611,800
	112	410,600	491,600	561,200	612,700
	113	411,000	492,100	562,100	613,600
	114	411,400	492,600	563,000	614,500
	115	411,800	493,100	563,900	615,400
	116	412,200	493,600	564,800	616,300
	117	412,600	494,100	565,700	617,200
	118	413,000	494,600	566,600	618,100
	119	413,400	495,100	567,500	619,000
	120	413,800	495,600	568,400	619,900
	121	414,200	496,100	569,300	620,800
	122	414,600	496,600	570,200	621,700
	123	415,000	497,100	571,100	622,600
	124	415,400	497,600	572,000	623,500
	125	415,800	498,100	572,900	624,400
	126	416,200	498,600	573,800	625,300
	127	416,600	499,100	574,700	626,200
	128	417,000	499,600	575,600	627,100
	129	417,400	500,100	576,500	628,000
	130	417,800	500,600	577,400	628,900
	131	418,200	501,100	578,300	629,800
	132	418,600	501,600	579,200	630,700
	133	419,000	502,100	580,100	631,600
	134	419,400	502,600	581,000	632,500
	135	419,800	503,100	581,900	633,400
	136	420,200	503,600	582,800	634,300
	137	420,600	504,100	583,700	635,200
	138	421,000	504,600	584,600	636,100
	139	421,400	505,100	585,500	637,000
	140	421,800	505,600	586,400	637,900
	141	422,200	506,100	587,300	638,800
	142	422,600	506,600	588,200	639,700
	143	423,000	507,100	589,100	640,600
	144	423,400	507,600	590,000	641,500
	145	423,800	508,100	590,900	642,400
	146	424,200	508,600	591,800	643,300
	147	424,600	509,100	592,700	644,200
	148	425,000	509,600	593,600	645,100
	149	425,400	510,100	594,500	646,000
	150	425,800	510,600	595,400	646,900
	151	426,200	511,100	596,300	647,800
	152	426,600	511,600	597,200	648,700
	153	427,000	512,100	598,100	649,600
	154	427,400	512,600	599,000	650,500
	155	427,800	513,100	599,900	651,400
	156	428,200	513,600	600,800	652,300
	157	428,600	514,100	601,700	653,200
	158	429,000	514,600	602,600	654,100
	159	429,400	515,100	603,500	655,000
	160	429,800	515,600	604,400	655,900
	161	430,200	516,100	605,300	656,800
	162	430,600	516,600	606,200	657,700
	163	431,000	517,100	607,100	658,600
	164	431,400	517,600	608,000	659,500
	165	431,800	518,100	608,900	660,400
	166	432,200	518,600	609,800	661,300
	167	432,600	519,100	610,700	662,200
	168	433,000	519,600	611,600	663,100
	169	433,400	520,100	612,500	664,000
	170	433,800	520,600	613,400	664,900
	171	434,200	521,100	614,300	665,800
	172	434,600	521,600	615,200	666,700
	173	435,000	522,100	616,100	667,600
	174	435,400	522,600	617,000	668,500
	175	435,800	523,100	617,900	669,400
	176	436,200	523,600	618,800	670,300
	177	436,600	524,100	619,700	671,200
	178	437,000	524,600	620,600	672,100
	179	437,400	525,100	621,500	673,000
	180	437,800	525,600	622,400	673,900
	181	438,200	526,100	623,300	674,800
	182	438,600	526,600	624,200	675,700
	183	439,000	527,100	625,100	676,600
	184	439,400	527,600	626,000	677,500
	185	439,800	528,100	626,900	678,400
	186	440,200	528,600	627,800	679,300
	187	440,600	529,100	628,700	680,200
	188	441			

医療職給料表(二)

職員の 区分	1級		2級		3級		4級		5級		6級		7級	
	給料月額	円	給料月額	円	給料月額	円	給料月額	円	給料月額	円	給料月額	円	給料月額	円
1	145,000	182,900	218,200	244,400	277,100	324,900	369,900							
2	146,400	184,500	219,800	245,800	279,100	326,900	372,600							
3	147,800	186,100	221,400	247,000	281,300	329,100	375,200							
4	149,200	187,700	223,000	248,400	283,500	331,300	377,900							
5	150,400	189,200	224,400	249,600	285,700	333,300	380,300							
6	152,000	190,800	226,000	250,800	287,800	335,500	383,000							
7	153,900	192,400	227,500	252,000	289,900	337,600	385,600							
8	155,600	193,900	229,100	253,300	292,100	339,800	388,300							
9	157,300	195,500	230,400	254,600	294,100	341,800	390,400							
10	159,000	197,200	231,900	255,600	296,300	343,900	392,700							
11	160,700	198,800	233,300	256,700	298,400	346,100	394,900							
12	162,500	200,500	234,600	257,700	300,600	348,200	397,100							
13	164,000	202,100	236,300	259,000	302,800	349,900	399,200							
14	165,900	203,700	237,700	260,600	304,800	351,900	401,200							
15	167,900	205,300	238,900	262,200	306,900	353,800	403,200							
16	169,800	206,900	240,300	263,700	308,900	355,800	405,300							
17	171,700	208,400	241,500	265,300	311,100	357,700	407,100							
18	173,600	210,000	242,700	267,100	313,100	359,700	409,100							
19	175,400	211,700	243,900	268,900	315,200	361,700	411,000							
20	177,300	213,400	245,200	270,800	317,300	363,700	413,100							
21	179,200	214,700	246,600	272,600	319,200	365,500	414,900							
22	180,700	216,200	247,400	274,400	321,200	367,500	416,500							
23	182,200	217,600	248,700	276,200	323,100	369,600	418,100							
24	183,700	219,100	249,800	278,000	325,100	371,700	419,600							
25	185,300	220,500	251,000	279,800	327,100	373,100	421,100							
26	186,800	221,900	252,500	281,700	329,000	374,900	422,400							
27	188,300	223,200	253,900	283,600	331,000	376,700	423,700							
28	189,700	224,500	255,400	285,400	333,000	378,400	425,000							
29	191,200	225,900	256,900	287,400	334,600	380,200	426,300							
30	192,500	227,300	258,600	289,300	336,400	381,700	427,500							
31	193,800	228,800	260,300	291,100	338,100	383,300	428,700							
32	195,100	230,200	262,000	293,000	339,900	385,000	429,800							
33	196,500	231,600	263,500	294,800	341,600	386,300	431,000							
34	197,900	232,900	265,300	296,500	343,400	387,600	432,200							
35	199,300	234,000	267,000	298,300	345,300	388,900	433,400							
36	200,700	235,300	268,800	300,100	347,100	390,100	434,600							
37	201,800	236,700	270,300	301,600	348,900	391,200	435,900							
38	203,100	238,000	272,000	303,300	350,600	392,400	436,700							
39	204,400	239,200	273,700	305,000	352,200	393,500	437,100							
40	205,700	240,500	275,400	306,600	353,900	394,600	437,800							
41	206,900	241,800	277,100	308,400	355,100	395,400	438,300							
42	208,100	243,100	278,700	310,100	356,200	396,200	438,700							
43	209,300	244,300	280,400	311,700	357,400	397,000	439,100							
44	210,500	245,400	282,100	313,400	358,600	397,800	439,500							
45	211,700	246,600	283,700	314,600	359,800	398,200	439,900							
46	212,800	248,000	285,400	316,000	360,600	398,800	440,300							
47	213,800	249,500	287,100	317,500	361,800	399,300	440,700							
48	214,900	251,000	288,700	319,100	362,900	399,700	441,000							
49	215,900	252,600	290,100	320,500	363,900	400,100	441,300							
50	216,900	254,000	291,700	321,800	364,900	400,400	441,700							
51	217,800	255,400	293,200	323,000	365,900	400,700	442,000							
52	218,800	256,800	294,800	324,300	366,900	401,000	442,300							
53	219,500	257,900	296,200	325,400	367,700	401,300	442,600							
54	220,400	259,300	297,700	326,400	368,500	401,600								
55	221,200	260,700	299,100	327,500	369,400	401,900								
56	222,200	262,100	300,600	328,500	370,300	402,200								
再任用 職員 以外の 職員														
57	225,900	263,100	301,900	329,000	371,400	402,500								
58	223,800	264,400	303,100	329,900	371,600	402,800								
59	224,600	265,700	304,300	330,700	372,400	403,100								
60	225,400	267,000	305,700	331,600	373,200	403,500								
61	225,300	268,600	307,000	332,400	373,600	403,700								
62	227,200	269,200	308,200	332,700	374,300	404,000								
63	228,100	270,500	309,500	333,300	375,000	404,300								
64	229,200	271,800	310,700	334,000	375,700	404,600								
65	229,900	272,800	312,100	334,600	376,100	404,800								
66	230,700	273,900	312,900	335,300	376,700	405,100								
67	231,500	275,000	313,700	336,000	377,400	405,400								
68	232,400	276,100	314,500	336,700	378,000	405,700								
69	233,100	277,200	315,100	337,400	378,400	405,900								
70	233,800	278,200	315,800	337,900	378,900	406,200								
71	234,500	279,300	316,500	338,500	379,400	406,500								
72	235,200	280,400	317,100	339,100	379,900	406,800								
73	235,900	281,300	317,800	339,400	380,500	407,000								
74	236,700	282,000	318,000	340,000	381,000	407,300								
75	237,500	282,500	318,600	340,500	381,600	407,600								
76	238,300	283,300	319,200	341,100	382,200	407,900								
77	238,900	284,100	319,800	341,600	382,700	408,100								
78	239,500	284,700	320,300	342,100	383,200									
79	240,100	285,300	320,800	342,600	383,700									
80	240,700	285,900	321,300	343,000	384,200									
81	241,100	286,600	321,900	343,300	384,500									
82	241,500	287,100	322,400	343,600	385,000									
83	241,900	287,500	322,800	344,000	385,400									
84	242,300	287,900	323,300	344,300	385,800									
85	242,700	288,100	323,800	344,800	386,200									
86	243,000	288,300	324,200	345,100										
87	243,300	288,500	324,400	345,400										
88	243,600	288,700	324,800	345,700										
89	243,900	289,100	325,200	346,100										
90	244,200	289,300	325,600	346,400										
91	244,500	289,500	326,000	346,800										
92	244,800	289,700	326,400	347,100										
93	245,100	289,900	326,700	347,500										
94	245,400	290,300	327,000	347,800										
95	245,700	290,500	327,300	348,100										
96	246,000	290,800	327,600	348,400										
97	246,300	291,200	327,800	348,700										
98	246,600	291,500	328,100	349,100										
99	246,900	291,700	328,400	349,500										
100	247,200	292,000	328,700	349,900										
101	247,500	292,300	329,000	350,400										
102	247,800	292,500	329,200											

医療職給料表(三)

職員の 区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1	158,400	185,900	234,300	257,300	283,000	328,200	372,500
2	159,800	188,000	236,100	258,500	284,800	330,300	375,500
3	161,300	190,100	237,900	259,200	286,700	332,400	378,200
4	162,700	192,100	239,700	260,300	288,700	334,600	380,800
5	164,200	194,200	241,100	261,200	290,500	336,800	383,500
6	165,700	196,500	242,400	262,200	292,300	338,900	385,600
7	167,200	198,800	243,600	263,100	294,200	341,100	387,700
8	168,700	201,100	244,900	264,000	296,100	343,200	389,800
9	170,000	203,500	246,000	265,200	298,000	344,900	392,000
10	171,700	204,900	247,100	266,500	299,900	346,100	394,100
11	173,300	206,500	248,500	267,800	301,700	348,800	396,500
12	174,900	208,100	249,900	269,000	303,600	350,800	398,500
13	176,400	209,100	250,300	269,700	304,500	352,800	400,500
14	178,400	210,600	251,400	271,100	307,000	354,900	402,500
15	180,400	212,100	252,200	272,300	308,800	357,000	404,500
16	182,400	213,300	253,200	273,800	310,600	359,000	406,500
17	184,600	214,700	254,100	275,200	312,500	361,000	408,500
18	186,700	216,200	255,000	276,600	314,100	363,000	411,100
19	188,800	217,700	256,000	277,900	315,800	365,100	413,300
20	190,900	219,200	257,000	279,400	317,500	367,200	415,400
21	193,000	220,500	257,800	281,000	319,200	368,900	417,300
22	195,200	222,000	258,900	282,500	320,900	371,000	419,200
23	196,600	223,500	260,000	283,500	322,600	373,100	422,000
24	201,600	227,100	263,100	286,900	325,500	377,100	425,500
25	202,900	228,800	264,500	288,700	326,700	378,200	427,200
26	204,200	230,500	265,900	290,500	328,500	380,500	429,500
27	205,500	232,200	267,100	292,200	329,800	382,500	431,500
28	207,700	233,800	267,400	293,800	331,200	384,300	433,800
29	209,900	235,200	268,900	295,500	332,700	386,000	435,700
30	210,200	236,500	270,500	297,100	334,100	387,900	437,000
31	212,400	238,000	272,000	298,800	335,600	389,700	438,500
32	214,600	239,500	273,500	299,800	337,200	391,400	439,800
33	215,900	241,000	275,000	301,300	338,700	393,100	441,300
34	217,200	242,500	276,500	302,800	340,200	394,900	442,800
35	218,500	244,000	278,000	304,300	341,800	396,600	444,300
36	219,800	245,500	279,500	305,800	343,500	398,300	445,800
37	221,000	247,000	281,000	307,500	345,000	399,800	447,300
38	222,200	248,500	282,500	309,000	346,500	401,300	448,800
39	223,400	250,000	284,000	311,000	348,000	403,000	450,000
40	224,600	251,500	285,500	312,700	349,400	404,500	451,500
41	225,800	253,000	287,000	314,100	350,900	406,000	453,000
42	227,000	254,500	288,500	315,500	352,400	407,500	454,500
43	228,200	256,000	290,000	317,000	353,800	409,000	456,000
44	229,400	257,500	291,500	318,100	355,400	410,400	457,500
45	230,600	259,000	293,000	319,500	356,900	411,900	459,000
46	231,800	260,500	294,500	320,900	358,200	413,500	460,500
47	233,000	262,000	296,000	322,400	359,500	415,000	462,000
48	234,200	263,500	297,500	323,500	360,800	416,200	463,500
49	235,400	265,000	299,000	324,600	362,100	417,400	465,000
50	236,600	266,500	300,500	325,700	363,400	418,600	466,500
51	237,800	268,000	302,000	326,800	364,700	419,800	468,000
52	239,000	269,500	303,500	327,900	366,000	421,000	469,500
53	240,200	271,000	305,000	329,000	367,300	422,200	471,000
54	241,400	272,500	306,500	330,300	368,600	423,400	472,500
55	242,600	274,000	308,000	331,700	369,900	424,600	474,000
56	243,800	275,500	309,500	333,100	371,200	425,800	475,500
57	245,000	277,000	311,000	334,500	372,500	427,000	477,000
58	246,200	278,500	312,500	335,900	373,700	428,200	478,500
59	247,400	280,000	314,000	337,300	375,000	429,400	480,000
60	248,600	281,500	315,500	338,800	376,300	430,600	481,500
61	249,800	283,000	317,000	340,200	377,600	431,800	483,000
62	251,000	284,500	318,500	341,600	378,900	433,000	484,500
63	252,200	286,000	320,000	343,000	380,200	434,200	486,000
64	253,400	287,500	321,500	344,500	381,500	435,400	487,500
65	254,600	289,000	323,000	346,000	382,800	436,600	489,000
66	255,800	290,500	324,500	347,500	384,100	437,800	490,500
67	257,000	292,000	326,000	349,000	385,400	439,000	492,000
68	258,200	293,500	327,500	350,500	386,700	440,200	493,500
69	259,400	295,000	329,000	352,000	388,000	441,400	495,000
70	260,600	296,500	330,500	353,500	389,300	442,600	496,500
71	261,800	298,000	332,000	355,000	390,600	443,800	498,000
72	263,000	299,500	333,500	356,500	391,900	445,000	499,500
73	264,200	301,000	335,000	358,000	393,200	446,200	501,000
74	265,400	302,500	336,500	359,500	394,500	447,400	502,500
75	266,600	304,000	338,000	361,000	395,800	448,600	504,000
76	267,800	305,500	339,500	362,500	397,100	449,800	505,500
77	269,000	307,000	341,000	364,000	398,400	451,000	507,000
78	270,200	308,500	342,500	365,500	399,700	452,200	508,500
79	271,400	310,000	344,000	367,000	401,000	453,400	510,000
80	272,600	311,500	345,500	368,500	402,300	454,600	511,500
81	273,800	313,000	347,000	370,000	403,600	455,800	513,000
82	275,000	314,500	348,500	371,500	404,900	457,000	514,500
83	276,200	316,000	350,000	373,000	406,200	458,200	516,000
84	277,400	317,500	351,500	374,500	407,500	459,400	517,500
85	278,600	319,000	353,000	376,000	408,800	460,600	519,000
86	279,800	320,500	354,500	377,500	410,100	461,800	520,500
87	281,000	322,000	356,000	379,000	411,400	463,000	522,000
88	282,200	323,500	357,500	380,500	412,700	464,200	523,500
89	283,400	325,000	359,000	382,000	414,000	465,400	525,000
90	284,600	326,500	360,500	383,500	415,300	466,600	526,500
91	285,800	328,000	362,000	385,000	416,600	467,800	528,000
92	287,000	329,500	363,500	386,500	417,900	469,000	529,500
93	288,200	331,000	365,000	388,000	419,200	470,200	531,000
94	289,400	332,500	366,500	389,500	420,500	471,400	532,500
95	290,600	334,000	368,000	391,000	421,800	472,600	534,000
96	291,800	335,500	369,500	392,500	423,100	473,800	535,500
97	293,000	337,000	371,000	394,000	424,400	475,000	537,000
98	294,200	338,500	372,500	395,500	425,700	476,200	538,500
99	295,400	340,000	374,000	397,000	427,000	477,400	540,000
100	296,600	341,500	375,500	398,500	428,300	478,600	541,500
101	297,800	343,000	377,000	399,800	429,600	479,800	543,000
102	299,000	344,500	378,500	401,300	430,900	481,000	544,500
103	300,200	346,000	379,800	402,800	432,100	482,200	546,000
104	301,400	347,500	381,300	404,300	433,300	483,400	547,500
105	302,600	349,000	382,800	405,800	434,500	484,600	549,000
106	303,800	350,500	384,300	407,300	435,700	485,800	550,500
107	305,000	352,000	385,800	408,800	436,900	487,000	552,000
108	306,200	353,500	387,300	410,300	438,100	488,200	553,500
109	307,400	355,000	388,800	411,800	439,300	489,400	555,000
110	308,600	356,500	390,300	413,300	440,500	490,600	556,500
111	309,800	358,000	391,800	414,800	441,700	491,800	558,000
112	311,000	359,500	393,300	416,300	442,900	493,000	559,500
113	312,200	361,000	394,800	417,800	444,100	494,200	561,000
114	313,400	362,500	396,300	419,300	445,300	495,400	562,500
115	314,600	364,000	397,800	420,800	446,500	496,600	564,000
116	315,800	365,500	399,300	422,300	447,700	497,800	565,500
117	317,000	367,000	400,800	423,800	448,900	499,000	567,000
118	318,200	368,500	402,300	425,300	450,100	500,200	568,500
119	319,400	370,000	403,800	426,800	451,300	501,400	570,000
120	320,600	371,500	405,300	428,300	452,500	502,600	571,500
121	321,800	373,000	406,800	429,800	453,700	503,800	573,000
122	323,000	374,500	408,300	431,300	454,900	505,000	574,500
123	324,200	376,000	409,800	432,800	456,100	506,200	576,000
124	325,400	377,500	411,300	434,300	457,300	507,400	577,500
125	326,600	379,000	412,800	435,800	458,500	508,600	579,000
126	327,800	380,500	414,300	437,300	459,700	509,800	580,500
127	329,000	382,000	415,800	438,800	460,900	511,000	582,000
128</							

別記第2

第一号任期付研究員

号給	給料月額
	円
1	393,000
2	453,000
3	515,000
4	595,000
5	692,000
6	790,000

第二号任期付研究員

号給	給料月額
	円
1	327,000
2	363,000
3	391,000

別記第3

号給	給料月額
	円
1	371,000
2	419,000
3	471,000
4	532,000
5	607,000
6	709,000
7	829,000

参 考 资 料

参 考 資 料 目 次

1	職員給与関係資料	
	平成27年職員給与実態調査の概要	29
第1表	部局別、給料表別職員構成	30
第2表	給料表別人員の推移	30
第3表	給料表別、学歴別職員構成	31
第4表	平均給与月額の前年比較	31
第5表	給料表別、級別、号給別職員構成	32
第6表	給料表別、級別平均経歴年数	42
第7表	給料表別年齢構成	43
第8表	扶養手当の支給状況	44
第9表	職員の通勤状況	44
第10表	住居手当の支給状況	46
2	民間給与関係資料	
	平成27年職種別民間給与実態調査の概要	47
第11表	産業別、企業規模別調査事業所数	48
第12表	職種別、学歴別、企業規模別初任給	48
第13表	企業規模別、職種別、学歴別給与額等	49
第14表	民間における初任給の改定状況	59
第15表	民間における賞与の配分状況	59
第16表	民間における月45時間を超え60時間を超えない 時間外労働の割増賃金率の状況	59
第17表	民間における公的年金が支給されない再雇用 (フルタイム勤務)の給与水準の状況	59
3	生計費関係資料	
	標準生計費算定方法の概要	61
第18表	費目別、世帯人員別標準生計費	62
第19表	費目別、世帯人員別生計費換算乗数	62
4	労働経済関係資料	
	第20表 労働経済指標	63

1 職員給与関係資料

平成27年職員給与実態調査の概要

(1) 調査の目的と調査時点

この調査は、地方公務員法第8条第1項の規定に基づき、平成27年4月1日現在における職員の給与等について、その実態を調査し、人事に関する事項を取りまとめたものである。

(2) 調査の範囲

平成27年4月1日に在職する職員で、「福井県一般職の職員等の給与に関する条例」の適用を受ける職員（技能労務職員を除く。）のうち、非常勤または臨時的任用でない職員（以下「職員」という。）を対象として調査を実施した。

なお、市町からの派遣職員は調査対象から除外した。

(3) 調査の内容

適用給料表別人員、級・号給、給料月額、経験年数等について調査した。

(4) 調査の方法

電子計算システムにより管理されている職員の給与資料によった。

第1表 部局別、給料表別職員構成

(単位：人)

部局	知事部局	議会	人事委員会	監査委員	教育庁	労働委員会	漁業調整委員会 福井海区	高等学校	特別支援学校	小学校	中学校	警察本部	合計
行政職	2,407	25	10	13	259	5	4	80	24	173	66	294	3,360
警察職												1,718	1,718
教育職(一)							1,461		730				2,191
教育職(二)										2,897	1,681		4,578
研究職	237				26							19	282
医療職(一)	143												143
医療職(二)	246								6	24	4		280
医療職(三)	729											1	730
福祉職	19												19
合計	3,781	25	10	13	285	5	4	1,541	760	3,094	1,751	2,032	13,301

(注) 再任用職員は含まれていない。(以下第4表までおよび第6表から第10表までについて同じ。)
知事部局の職員には、選挙管理委員会の職員(行政職3名)を含む。(第9表について同じ。)

第2表 給料表別人員の推移

(単位：職員数 人、指数 %)

給料表	年月		17年4月		18年4月		19年4月		20年4月		21年4月		22年4月		23年4月		24年4月		25年4月		26年4月		27年4月	
	職員数	指数	職員数	指数	職員数	指数	職員数	指数	職員数	指数	職員数	指数	職員数	指数	職員数	指数	職員数	指数	職員数	指数	職員数	指数	職員数	指数
行政職	3,581	106.6	3,559	105.9	3,498	103.9	3,405	101.3	3,338	99.3	3,288	97.9	3,215	95.7	3,336	99.3	3,348	99.6	3,367	100.2	3,360	100.0	3,367	100.2
警察職	1,612	93.8	1,637	95.3	1,648	97.1	1,648	95.9	1,655	96.3	1,655	96.3	1,647	95.9	1,700	99.0	1,710	99.5	1,697	98.8	1,718	100.0	1,697	98.8
教育職(一)	2,328	106.3	2,317	105.8	2,310	105.0	2,277	103.9	2,249	102.6	2,248	102.6	2,247	102.6	2,246	102.5	2,206	100.7	2,200	100.4	2,200	100.0	2,200	100.0
教育職(二)	4,843	105.8	4,866	106.3	4,838	105.0	4,783	104.5	4,734	103.4	4,686	102.4	4,644	101.4	4,637	101.3	4,636	101.3	4,606	100.6	4,578	100.0	4,578	100.0
研究職	322	114.2	316	112.1	306	111.3	304	107.8	296	105.0	291	103.2	286	101.4	279	98.9	270	95.7	275	97.5	282	100.0	282	100.0
医療職(一)	123	86.0	122	85.3	120	83.3	121	84.6	125	87.4	137	95.8	137	95.8	136	95.1	144	100.7	144	100.7	143	100.0	144	100.0
医療職(二)	290	103.6	267	95.4	263	93.3	260	92.9	266	95.0	276	98.6	282	100.7	271	96.8	285	101.8	282	100.7	280	100.0	282	100.0
医療職(三)	617	84.5	637	87.3	641	89.3	680	93.2	670	91.8	683	93.6	691	94.7	691	94.7	705	96.6	718	98.4	730	100.0	718	98.4
福祉職	30	157.9	30	157.9	31	172.2	29	152.6	26	136.8	26	136.8	25	131.6	24	126.3	22	115.8	18	94.7	19	100.0	18	94.7
合計	13,746	103.4	13,751	103.4	13,655	102.7	13,507	101.6	13,359	100.4	13,290	99.9	13,174	99.1	13,320	100.1	13,326	100.2	13,307	100.1	13,301	100.0	13,301	100.0

第3表 給料表別、学歴別職員構成

(単位:職員数 人、比率 %)

学歴 給料表	大学卒		短大卒		高校卒		中学卒		合計		性別			
	職員数	比率	職員数	比率	職員数	比率	職員数	比率	職員数	比率	男	女		
	職員数	比率	職員数	比率	職員数	比率	職員数	比率	職員数	比率	職員数	比率		
行政職	2,203	65.6	386	11.5	765	22.8	6	0.2	3,360	(100.0)	2,336	69.5	1,024	30.5
警察職	1,047	60.9	33	1.9	638	37.1			1,718	(100.0)	1,595	92.8	123	7.2
教育職(一)	2,018	92.1	75	3.4	97	4.4	1	0.0	2,191	(100.0)	1,251	57.1	940	42.9
教育職(二)	4,446	97.1	132	2.9					4,578	(100.0)	2,028	44.3	2,550	55.7
研究職	270	95.7	8	2.8	4	1.4			282	(100.0)	221	78.4	61	21.6
医療職(一)	143	100.0							143	(100.0)	118	82.5	25	17.5
医療職(二)	190	67.9	89	31.8	1	0.4			280	(100.0)	116	41.4	164	58.6
医療職(三)	233	31.9	493	67.5	4	0.5			730	(100.0)	63	8.6	667	91.4
福祉職	12	63.2	7	36.8					19	(100.0)	2	10.5	17	89.5
合計	10,562	79.4	1,223	9.2	1,509	11.3	7	0.1	13,301	(100.0)	7,730	58.1	5,571	41.9

(注) 「比率」は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、これらの合計が合計と一致しない場合がある。

第4表 平均給与月額の前年比較

年別 給料表	平成27年(A) (円)				平成26年(B) (円)				比率 (A)/(B) (%)			
	給料	扶養手当	地域手当	計	給料	扶養手当	地域手当	計	給料	扶養手当	地域手当	計
行政職	336,334	9,456	5,035	350,824	336,266	9,559	5,032	350,858	100.0	98.9	100.1	100.0
警察職	320,698	11,210	4,469	336,378	322,315	11,504	4,459	338,278	99.5	97.4	100.2	99.4
教育職(一)	391,826	8,783	5,268	405,877	391,433	8,790	5,230	405,452	100.1	99.9	100.7	100.1
教育職(二)	381,880	6,529	5,133	393,542	381,950	6,708	5,138	393,796	100.0	97.3	99.9	99.9
研究職	354,862	9,652	4,856	369,370	357,620	9,985	4,922	372,527	99.2	96.7	98.7	99.2
医療職(一)	479,679	16,175	76,317	572,171	473,650	16,389	75,328	565,367	101.3	98.7	101.3	101.2
医療職(二)	307,582	4,541	4,088	316,211	306,542	4,535	4,087	315,165	100.3	100.1	100.0	100.3
医療職(三)	310,385	3,027	4,084	317,496	312,455	2,970	4,113	319,538	99.3	101.9	99.3	99.4
福祉職	278,653	1,289	3,639	283,581	273,367	1,083	3,567	278,017	101.9	119.0	102.0	102.0
合計	358,954	8,173	5,722	372,849	359,349	8,302	5,715	373,366	99.9	98.4	100.1	99.9

(注) 1 「給料」には、給料の調整額・教職調整額・平成18年4月および平成27年4月の給料の切替えに伴う現給保障額を含む。

(注) 2 「給料」、「扶養手当」および「地域手当」は小数点以下第1位を四捨五入しているため、これらの合計が計と一致しない場合がある。

第5表 給料表別、級別、号給別職員構成

給料表 給級	号																														
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	
行政																															
政								1																							
職																															
計																															
警察																															
職																															
計																															
教育職																															
(一)																															
計																															
教育職																															
(二)																															
計																															

(單位：人)

31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	時 分	科 別		
4	48	14	6	3	44	10	10	4	47	8	7	4	6	1	3	5	4	3	1	2	1			2	1	1							
11	17	10	11	12	3	3	1		1											2											2		
19	17	21	13	16	21	16	14	21	21	22	15	18	8	14	9	16	15	18	21	18	20	24	16	22	17	22	13	15	15	3	行		
						1	2	1	1	2	1	2	4	5	16	18	23	16	25	22	20	23	20	23	20	24	20	20	19	4			
										1									1	1	1	1	1	1	2	4	6	2	10	5			
										1																		1	3	6	政		
								1	27	10			7	15	8	2	2	4	4	3	3				2	1				7			
3	5	3				1		3					1	4																8			
										1																					9	職	
																																計	
3	7	5	5		2	2	4	1	5	3	1	1	4	4	1			1				1								1			
2	21	11	15	6	13	6	7	2	14	4	7	2	6	8	12	6	5	1	5	4	5	4	6	4	2	1				2			
5	11	1	3	7	8	4	7	4	10	3	6	9	8	8	5	9	5	10	7	8	6	8	5	8	7	6	3	11	4	3	警		
1		3	1	5	2	6	3	6	7	4	4	9	6	13	6	7	8	10	8	5	8	6	6	10	12	4	13	4	7	4			
										2		2	1	4		2	7	3	5	1	2	2	1	1	3	5	3	1		5			
										1			1	1					2											6	察		
											1		1	1																1	2	1	6
											1	1												2						1	1	7	
														1									6	4	6						8		
2					3		4							1																	9	職	
																																計	
					1										1	1						3										教	
8	8	9	5	15	11	8	8	5	7	9	1	9	5	3	5	5	1	6	7	7	3	10	3	8	6	11	4	18	6	2	育		
																																職	
1		2	3	6	5	4		1	2	1																	2	1	2	3	4	(一)	
																																計	
																																1	教
13	41	26	11	20	37	21	15	8	36	27	22	19	19	35	23	17	22	40	10	15	36	7	26	7	13	23	35	15	2	育			
																																3	職
8	9	17	16	14	13	15	12	10	7	6	2	3	5	1																	4	(二)	
																																計	

類別	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	
行政	1		1																												
2																															
3	20	11	5	1	1	3	1									2	1						2								
4	25	20	10	24	11	18	26	19	21	11	3	3	2	3	2	2	1	2	2	2	2	3		2	2	2	3	2	1	4	
5	12	17	30	32	29	18	29	21	22	20	30	27	27	28	21	17	27	28	22	24	21	16	23	22	24	31	29	30	25	34	
6	9	4			3	5	8	6	5	8	13	4	3	9	3	8	5	5	3	8	1	13	4	5	12	31	24				
7																															
8																															
9																															
計																															
警	1																														
2																															
3	2	3	2	2	4	1	3			1			2																		
4	7	8	4	4	6	1	5	4	6	2	3	5	3		4		1	2	2	3	1	3		4		4	3	1	2	3	
5	1	3	2	4	1	4	2	2	4		1	6	11	4	3	5	8	1	3	4	1	9	1	3	2	6	9	4	4	9	
6	1	1	1	1	1		1		2	1	1	1	1	1	3	3	2	1	1	1	1	2	4	1	8	2	3		3	30	34
7	4	3	2	2		2	2	1	1	1	1		2																		
8	6																														
9																															
計																															
教育	1	3		1	1	3		2	2	2	1	1		6	2	6		3		3		1	3	2		2	3	4		1	2
2	16	7	21	5	8	17	17	2	6	12	23	10	20	4	18	2	6	8	15	9	12	7	20	8	22	21	21	13	27	26	
3	2	2	2	2	3	1	4	9	5		5	3	1	3	3	1	1			2	1										
4																															
計																															
教育職	1																														
2	9	11	21	15	21	9	14	15	18	21	40	17	27	21	34	17	37	27	42	6	6	24	20	35	34	17	23	5	10	19	
3											1	2	3	1	23	18	3	2	12	3	12	21	13	14	8	15	14	6	10	14	
4																															
計																															

(単位：人) (注) 平均給料には調整額・平成18年4月および平成27年4月の給料の切替えに伴う現給保障額を含む。

151	152	153	154	155	156	157	158	159	160	161	162	163	164	165	166	167	168	169	合計	平均給料 (円)	号給 級表	専 任 用		
																			323	190,220	1		47	
																			370	226,744	2		6	
																			713	296,632	3	行	2	
																			587	368,620	4			
																			1,006	399,112	5			
																			209	416,445	6	政		
																			90	430,373	7			
																			44	464,702	8			
																			18	507,958	9	職		
																			3,360	336,334	計		55	
																			241	202,468	1			
																			288	238,547	2			
																			286	272,573	3	警	1	
																			442	359,219	4		11	
																			259	415,909	5		2	
																			124	431,857	6	察	1	
																			45	447,366	7			
																			23	459,818	8			
																			10	475,531	9	職		
																			1,718	320,698	計		15	
																			97	294,671	1	教		
																			2,001	393,019	2	育	16	
																			53	461,043	3	職		
																			40	476,073	4	(一)		
																			2,191	391,826	計		16	
																						1	教	
																			4,049	374,068	2	育	17	
																			269	434,903	3	職		
																			260	448,670	4	(二)		
																			4,578	381,880	計		17	

研究職	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	
1																															
2					2	1		2	3		2	2	1			7	2	2		6	3	1	1	7		2		3	1	2	
3										1			2			2	1		2	1	1	1	1		1	1	1	2	2		
4																															
5																															
計																															
医療職																															
1	2							1											1				1								
2										8										6											
3											3	2			3																
4												7	2	1		3				2	1	1		1	3	1	1	2	1	1	
計																															
(一)																															
1																															
2						2																									
3									4																						
4																															
5																															
6																															
7																															
計																															
(二)																															
1																															
2									1	17		2																			
3															22	6	5		6	1	11	4	2	3	15		7	5	9	5	7
4															1	5	6	5	6	4	8	6	5	6	11	5	8	4	8	13	13
5																						3	2	5	4	2	5	4	9	4	4
6																				2	1	3	4	2	2	2	1	2	2	2	2
7																															
計																															
(三)																															
1																															
2																															
3																															
4																															
5																															
6																															
計																															
福																															
社																															
職																															
計																															

(単位：人)

年齢	月																															計	職
	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60			
1	5	4	6	1	7	4	1	3		1																							
2	1	1	2			2				1	4	2	1																				
3	1	1																															
4																																	
5				1																													
計																																	
1																																	
2																																	
3	1	1	1								4	1			2	3					1	1	1		1								
4																																	
計																																	
1																																	
2	5	9	5	3																													
3	4	2	3	2												1																	
4	4	1	1	1	3						2	1			1	3																	
5	1	2	1																														
6																																	
7																																	
計																																	
1																																	
2	4	15	9	9	6	9	9	7																									
3	11	2	6	1	2																												
4	10	2	6	7	1	2	1	1	1																								
5	4	1	4	6	4	3	5	1																									
6																																	
7																																	
計																																	
1																																	
2																																	
3																																	
4																																	
5																																	
6																																	
計																																	
1	1																																
2																																	
3																																	
4																																	
5																																	
6																																	
計																																	

資料表	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90
研究職	1																													
	2																													
	3	1	4	3	2	2		2	1	5	2	1	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	4	1							1						3	2	1	3	1	4	1	2	3	2	3	1		2	2	
	5																													
計																														
医療職	1																													
	2																													
	3		1		1																									
	4	2	2	2	3			1		1		1			3					2	1									
	計																													
	医療職(一)	1																												
		2																												
3																														
4																														
5		2	2	2	1	2	1	3	2	1	1	1	2	1	1	1	1	1	1	1	2	3			35					
6												1			1			4												
7																														
計																														
医療職(二)	1																													
	2			1																										
	3			1		1																								
	4																													
	5	4	3	3	4	3	4	1	3	4	5	4	7	4	2	2	3	5	5	5	3	8	4	4	8	11	4	4	6	4
	6						1	2																						
	7																													
計																														
福祉社職	1																													
	2																													
	3																													
	4																													
	5																													
	6																													
計																														

第 6 表 給料表別、級別平均経験年数

(単位：年)

給料表	級		1	2	3	4	5	6	7	8	9	計
	男	女										
行政職	男		2.9	6.9	15.3	24.1	28.8	32.5	34.7	34.4	34.2	21.7
	女		4.0	7.5	16.5	24.5	31.3	34.3	38.0	40.3		19.8
	計		3.3	7.1	15.8	24.2	29.5	32.6	34.8	34.8	34.2	21.1
警察職	男		2.7	6.1	10.6	22.9	30.7	31.6	32.5	36.0	38.3	18.1
	女		3.3	4.5	11.3	15.3						8.0
	計		2.7	5.9	10.7	22.5	30.6	31.6	32.5	36.0	38.3	17.4
教育職(一)	男		12.8	21.8	32.6	35.0						22.2
	女		16.1	21.0	31.4	35.6						21.0
	計		14.4	21.5	32.4	35.1						21.7
教育職(二)	男			19.3	32.0	35.0						22.1
	女			20.7	31.6	35.0						21.3
	計			20.2	31.9	35.0						21.7
研究職	男			5.2	21.9	34.5	35.4					20.0
	女			5.2	19.0							12.5
	計			5.2	21.3	34.5	35.4					18.4
医療職(一)	男		3.6	8.4	16.6	31.4						21.4
	女		-	8.2	18.1	28.8						16.7
	計		3.6	8.3	16.9	31.1						20.6
医療職(二)	男			5.3	9.7	14.3	27.3	33.0	36.0			17.4
	女		9.0	5.9	10.6	15.1	26.2	33.0				15.3
	計		9.0	5.6	10.3	14.8	26.7	33.0	36.0			16.2
医療職(三)	男			4.4	10.6	13.2	22.9					10.3
	女			4.8	10.5	13.9	27.4	36.4	38.0			16.9
	計			4.8	10.5	13.9	27.3	36.4	38.0			16.4
福祉職	男		5.0	11.0								8.0
	女		4.3	11.8	20.5	24.0						10.3
	計		4.4	11.6	20.5	24.0						10.1

第7表 給料表別年齢構成

(単位：人)

給料表	19歳以下	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55歳以上	計
行政職	男	2	112	204	204	272	353	403	440	346
	女	1	58	125	118	149	182	182	95	114
計	3	170	329	322	421	535	585	585	535	460
警察職	男	24	148	247	277	195	133	115	198	258
	女	3	30	39	22	18	11			
計	27	178	286	299	213	144	115	198	258	1,718
教育職(一)	男		33	87	110	136	172	213	288	212
	女		22	64	85	132	205	161	149	122
計		55	151	195	268	377	374	437	334	2,191
教育職(二)	男		38	180	181	230	227	315	471	386
	女		69	245	246	330	318	388	509	445
計		107	425	427	560	545	703	980	831	4,578
研究職	男		5	32	27	23	29	30	31	44
	女		3	15	10	7	19	6	1	
計		8	47	37	30	48	36	32	44	282
医療職(一)	男		8	15	18	19	17	17	16	25
	女		1	9	2	7	2	2	1	3
計		9	24	20	20	26	19	17	28	143
医療職(二)	男		29	22	11	10	12	10	22	116
	女		6	34	40	24	19	18	15	8
計		6	63	62	35	29	30	25	30	280
医療職(三)	男		7	13	21	13	3	3	3	63
	女		59	101	139	91	75	60	93	49
計		66	114	160	104	78	63	96	49	730
福祉職	男		1		1					2
	女		1	6	4	2	3	1		17
計		1	7	4	3	3	1			19
合計	男	26	343	801	857	899	946	1,108	1,457	1,293
	女	4	248	630	673	755	839	818	863	741
計	30	591	1,431	1,530	1,654	1,785	1,926	2,320	2,034	13,301

第8表 扶養手当の支給状況

(1) 扶養親族数別職員数

(単位：人)

区分	該 当 職 員 数	うち扶養親族たる 配偶者を有するもの	
		扶養親族数	配偶者数を有するもの
1 人	1,797	621	
2 人	2,040	575	
3 人	1,372	781	
4 人	368	281	
5 人	61	52	
6 人以上	11	11	
計	5,649	2,321	

(2) 給料表別平均扶養親族数

(単位：人)

給料表	行政職	警察職	教育職(一)	教育職(二)	研究職	医業職(一)	医業職(二)	医業職(三)	福祉職	全給料表
平均扶養親族数	1.0	1.2	1.0	0.7	1.0	1.7	0.5	0.4	0.2	0.9

第9表 職員の通勤状況

(1) 通勤方法

区分 部局	職員数	交通機関 等利用者 (A)	交 通 用 具 使 用 者				併用者 小計 (B)	併用者 (C)	(A)+(B)+(C)
			自転車	原動機付 自転車等	自動車				
知事部局	3,781	470	163	6	2,220	2,389	188	3,047	
各種委員会	342	56	14	1	209	224	26	306	
県立学校	2,301	20	14	2	2,034	2,050	8	2,078	
小・中学校	4,845	11	6		4,192	4,198	4	4,213	
警察本部	2,032	97	49	6	1,292	1,347	47	1,491	
計	13,301	654	246	15	9,947	10,208	273	11,135	

(2) 交通用具使用者（併用者を除く。）の通勤距離別分布

区分(km)	部局		知事 部局	各種 委員会	県立 学校	小・中 学校	警察 本部	計
	交通用具	部局						
2以上 3未満	自転車	103	11	6	4	26	150	
	原動機付自転車	3				1	4	
3～4	自動車	160	11	110	393	133	807	
	自転車	39	2	2		18	61	
4～5	原動機付自転車	1				2	3	
	自動車	227	20	140	428	157	972	
5～6	自転車	12	1	1		3	17	
	原動機付自転車	1	1				2	
6～8	自動車	151	21	137	398	118	825	
	自転車	2		1	1	1	4	
8～10	原動機付自転車	131	11	157	375	95	769	
	自動車	2		2		1	5	
10～12	自転車	179	20	218	601	153	1,171	
	原動機付自転車	1					1	
12～14	自動車	149	13	199	372	108	841	
	自転車	1		2	1		4	
14～16	原動機付自転車	1		1		1	3	
	自動車	170	14	160	465	114	923	
16～18	自転車	108	17	122	217	56	520	
	原動機付自転車	1				1	2	
18～20	自動車	126	20	136	255	105	642	
	自転車	2					2	
20～22	原動機付自転車	108	17	122	217	56	520	
	自動車	112	13	118	165	41	449	
22～24	自転車	88	9	90	111	44	342	
	原動機付自転車	1					1	
24～26	自動車	88	8	66	105	39	305	
	自転車							
26～28	原動機付自転車	84	4	61	74	19	242	
	自動車							
28～30	原動機付自転車	54	3	59	69	27	212	
	自転車							
計	原動機付自転車	40	3	46	43	21	153	
	自動車	68	5	49	33	26	181	

(単位：人)

区分(km)	知事 部局	各種 委員会	県立 学校	小・中 学校	警察 本部	計
30～32	53	7	43	23	13	139
32～34	45	1	24	22	5	97
34～36	27	2	22	11	4	66
36～38	21		16	7	3	47
38～40	11	2	7	4	2	26
40～42	20	1	8	2	2	33
42～44	19	1	8	6	4	38
44～46	17	1	8	4		30
46～48	9		7	2	1	19
48～50	10		5	1	1	17
50～52	3		5	1		9
52～54	6	1	3			10
54～56	1			1	1	3
56～58	9	1	1	1		11
58～60	7		2			9
60～	27		8	3		38
計	163	14	14	6	49	246
	6	1	2		6	15
	2,220	209	2,034	4,192	1,292	9,947

第10表 住居手当の支給状況

(単位：受給者数 人、手当額 円)

区分	受給者数	(内 訳)			借家・借間に係る受給者一人当たり平均手当額
		借家 手当額 11,000円 以下の受給者	借家 手当額 11,000円超 27,000円未満の 受給者	借間 手当額 27,000円 の 受給者	
給料表					
行政職	366		127	239	25,642
警察職	157		64	93	25,192
教育職(一)	244		75	169	25,894
教育職(二)	549		255	294	25,342
研究職	55		23	32	25,449
医療職(一)	35		5	30	26,586
医療職(二)	41		11	30	26,368
医療職(三)	161		78	83	25,436
福祉職	5		2	3	24,900
計	1,613		640	973	25,544

2 民間給与関係資料

平成27年職種別民間給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった本委員会の職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

(1) 調査の目的と時期

この調査は、一般職の職員の給与を検討するため、平成27年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

(2) 調査機関

本委員会および人事院

(3) 調査の範囲

ア 調査対象事業所

企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所 377事業所

イ 調査対象職種

76職種（行政職相当職種22職種、その他の職種54職種）

(4) 調査対象の抽出

ア 標本事業所の抽出

上記(3)のAに記載した事業所を統計上の理論に従い組織、規模、産業により10層に層化し、統計的手法に則って各層から118事業所を無作為に抽出し実地調査を行った。

調査の完結した事業所は、第11表のとおりである。

イ 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数にのぼるときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員および役員はすべて除外した。

ウ 調査実人員

初任給関係296人（うち行政職に相当する調査実人員288人）、初任給関係以外の調査職種4,409人（うち行政職に相当する調査実人員4,021人）。なお、調査職種該当者（母集団）の推定数は、19,941人であり、行政職に相当するものは15,336人である。

(5) 集計

総計および平均の算出に際しては、母集団に還元して行った。

第11表 産業別、企業規模別調査事業所数

産業	企業規模		規模計	500人以上		100人以上 500人未満		100人未満	
	事業所	事業所		事業所	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所
産業計	108	30	108	30	48	30			
農業、林業、漁業	0	0	0	0	0	0	0	0	
鉱業、建設業	6	2	6	2	3	1	1	1	
製造業	59	15	59	15	30	14	14	14	
電気・ガス・熱供給・水道業、 情報通信業、運輸業	16	5	16	5	7	4	4	4	
卸売・小売業	4	1	4	1	1	2	2	2	
金融・保険業、不動産業	4	3	4	3	0	1	1	1	
医療、福祉、教育、学習支援業、 サービス業	19	4	19	4	7	8	8	8	

(注) 1 上記のほか、調査不能等の事業所が10事業所あった。
 2 「500人以上」とは、企業規模500人以上で、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人以上500人未満」とは、企業規模100人以上500人未満で、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人未満」とは、企業規模50人以上100人未満で、かつ、事業所規模50人以上の事業所をいう。(第12表について同じ。)

第12表 職種別、学歴別、企業規模別初任給

職種	学歴	規模計	500人以上		100人以上 500人未満		100人未満	
			事業所	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所
新卒事務員	大学卒	195,463	201,243	195,271	178,333			
	短大卒	165,111	172,000	164,000	160,000			
新卒技術者	高校卒	153,451	152,069	154,753	150,067			
	大学卒	199,155	203,952	195,672	185,000			
新卒事務員・技術者計	短大卒	172,278	170,000	175,000	—			
	高校卒	158,610	156,500	159,990	151,007			
新卒事務員・技術者計	大学卒	197,319	202,884	195,459	179,286			
	短大卒	167,743	170,883	167,667	160,000			
高校卒	155,932	152,471	157,779	150,725				

(注) 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者のみに支給される給与を除いたものであり、採用のある事業所について平均したものである。

第13表 企業規模別、職種別、学歴別給与額等

1 公民給与比較の職種

(1)規模計

職種名	調査実人員	平均年齢	平成27年4月分平均支給額		備考
			きまって支給する給与(A)	うち 時間外手当(B)	
支店長	7	52.6	円 707,406	円 0	・ 構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)
大学卒	3	51.7	786,674	0	
短大卒	x	x	x	x	
高校卒	3	51.5	697,724	0	
工場長	10	52.2	円 679,914	0	・ 構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
大学卒	9	52.3	686,948	0	
高校卒	x	x	x	x	
事務部長	94	52.6	583,644	226	・ 2人以上または構成員20人以上の部の長 ・ 職能資格等が上記の部の長と同等と認められる部の長および部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
大学卒	61	52.1	605,123	37	
短大卒	4	52.3	540,464	0	
高校卒	29	53.6	540,995	683	
技術部長	129	51.5	621,844	2,822	同上
大学卒	89	51.2	663,320	1,639	
短大卒	10	49.7	555,880	0	
高校卒	29	52.9	512,703	7,537	
中学卒	x	x	x	x	
事務部次長	56	51.3	601,886	0	・ 前記部長に事故等のあるときの職務代行者 ・ 職能資格等が上記の部の次長と同等と認められる部の次長および部長級専門職 ・ 中間職(部長一課長間)
大学卒	34	51.6	604,899	0	
短大卒	2	49.4	617,839	0	
高校卒	20	51.0	595,481	0	
技術部次長	50	50.7	613,543	5,664	同上
大学卒	36	50.3	645,612	0	
短大卒	x	x	x	x	
高校卒	13	51.5	526,084	20,872	
事務課長	214	49.4	488,127	4,739	・ 2係以上または構成員10人以上の課の長 ・ 職能資格等が上記の課の長と同等と認められる課の長および課長級専門職
大学卒	132	48.4	499,314	4,221	
短大卒	22	48.1	482,012	2,907	
高校卒	59	51.7	465,046	6,582	
中学卒	x	x	x	x	
技術課長	297	48.2	500,363	5,923	同上
大学卒	155	46.7	517,667	5,436	
短大卒	37	48.7	483,298	1,865	
高校卒	105	50.0	481,982	7,950	

(注)1 「x」は、調査実人員が1人の場合である。(以下本表において同じ。)

2 「中間職(部長一課長)」とは、部長と課長の両方がある場合で、役職、職能資格または給与上の等級(格付)から職責が部長と課長の間に位置付けられる者をいう。(以下本表において同じ)

職 種 名	調 査 人 員	平 均 年 齢	平成27年4月分平均支給額			備 考
			きまって支給する給与(A)	うち 時間外手当(B)	(A-B)	
事務課長代理 大学卒 短大卒 高校卒	78	45.2	448,930	22,198	426,732	<ul style="list-style-type: none"> 前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記の課長代理と同等と認められる課長代理および課長代理級専門職 中間職(課長一係長間)
	49	43.5	453,690	12,795	440,895	
	9	47.4	410,267	10,273	399,994	
技術課長代理 大学卒 短大卒 高校卒	20	48.9	454,340	52,299	402,041	<ul style="list-style-type: none"> 前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記の課長代理と同等と認められる課長代理および課長代理級専門職 中間職(課長一係長間)
	56	44.7	512,110	36,654	475,456	
	32	41.4	501,852	35,882	465,970	
事務係長 大学卒 短大卒 高校卒	19	50.4	623,500	0	623,500	<ul style="list-style-type: none"> 係の長 係長級専門職
	262	48.2	485,486	52,611	432,875	
	137	45.8	428,340	58,250	370,090	
技術係長 大学卒 短大卒 高校卒 中学卒	20	43.7	429,294	57,589	371,705	<ul style="list-style-type: none"> 同上
	103	46.1	370,901	36,538	334,363	
	2	48.5	437,246	62,532	374,714	
事務主任 大学卒 短大卒 高校卒	2	48.0	457,129	89,042	368,087	<ul style="list-style-type: none"> 同上
	313	45.7	479,455	90,317	389,138	
	146	42.7	478,632	101,753	376,879	
事務主任 大学卒 短大卒 高校卒	25	45.2	502,481	105,576	396,905	<ul style="list-style-type: none"> 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長一係員間)
	140	48.3	477,647	77,898	399,749	
	2	56.5	407,255	79,250	328,005	
技術主任 大学卒 短大卒 高校卒	62	44.4	309,840	40,144	269,696	<ul style="list-style-type: none"> 同上
	159	41.8	317,095	35,061	282,034	
	68	38.2	327,238	33,308	293,930	
事務係員 大学卒 短大卒 高校卒 中学卒	29	44.3	309,300	27,876	281,424	<ul style="list-style-type: none"> 同上
	68	39.0	380,804	67,384	313,420	
	1,139	41.4	371,383	65,622	305,761	
技術係員 大学卒 短大卒 高校卒 中学卒	428	36.4	278,423	27,645	250,778	<ul style="list-style-type: none"> 同上
	192	32.2	283,366	27,461	255,905	
	511	36.2	252,884	21,306	231,578	
技術係員 大学卒 短大卒 高校卒 中学卒	8	39.7	282,663	29,900	252,763	<ul style="list-style-type: none"> 同上
	904	48.7	326,624	35,989	290,635	
	472	31.8	322,303	61,602	260,701	
事務主任 大学卒 短大卒 高校卒 中学卒	122	29.4	334,579	73,305	261,274	<ul style="list-style-type: none"> 同上
	309	33.8	323,501	56,559	266,942	
	x	34.4	305,436	47,465	257,971	

(注) 1 「中間職(課長一係長)とは、課長と係長の両方からなる場合で、役職、職能資格または給与上の等級(格付)から職責が課長と係長の間に位置付けられる者をいう。(以下本表において同じ)

2 「中間職(係長一係員)とは、係長と係員の両方からなる場合で、役職、職能資格または給与上の等級(格付)から職責が係長と係員の間に位置付けられる者をいう。(以下本表において同じ)

(2) 規模 500 人以上(企業規模 500 人以上で、かつ、事業所規模 50 人以上の事業所)

職種名	調査実人員	平均年齢	平成27年4月分平均支給額		備考
			きまって支給する給与(A)	うち 時間外手当(B)	
	人	歳	円	円	(A-B)
支店長	6	51.6	738,845	0	738,845
大学卒	3	51.7	786,674	0	786,674
短大卒	-	-	-	-	-
高校卒	3	51.5	697,724	0	697,724
工場長	7	52.9	712,566	0	712,566
大学卒	6	53.2	727,973	0	727,973
高校卒	x	x	x	x	x
事務部長	41	53.1	655,194	56	655,138
大学卒	31	52.8	635,440	71	635,369
短大卒	x	x	x	x	x
高校卒	9	54.4	722,393	0	722,393
技術部長	69	51.4	707,334	34	707,300
大学卒	63	51.1	715,309	37	715,272
短大卒	3	53.6	681,217	0	681,217
高校卒	3	54.3	590,021	0	590,021
中学卒	-	-	-	-	-
事務部次長	39	51.0	617,943	0	617,943
大学卒	19	51.2	630,299	0	630,299
短大卒	x	x	x	x	x
高校卒	19	51.0	606,423	0	606,423
技術部次長	39	49.8	655,023	0	655,023
大学卒	32	49.4	661,668	0	661,668
短大卒	x	x	x	x	x
高校卒	6	51.1	619,954	0	619,954
事務課長	128	49.3	531,786	535	531,251
大学卒	86	48.7	539,034	225	538,809
短大卒	10	46.3	543,410	647	542,763
高校卒	31	51.5	509,844	1,305	508,539
中学卒	x	x	x	x	x
技術課長	177	48.8	533,053	3,146	529,907
大学卒	107	46.9	546,892	4,316	542,576
短大卒	16	50.9	527,562	486	527,076
高校卒	54	51.5	510,522	1,859	508,663

事務・技術関係職種

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平成27年4月分平均支給額		備 考
			きまって支給する給与(A)	うち 時間外手当(B)	
事務課長代理 大学卒 短大卒 高校卒	31	43.6	520,131	36,378	<ul style="list-style-type: none"> 前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記の課長代理と同等と認められる課長代理および課長代理級専門職 中間職(課長一係長間)
	21	42.0	513,391	18,864	
	x	x	x	x	
技術課長代理 大学卒 短大卒 高校卒	9	48.2	558,691	88,307	<ul style="list-style-type: none"> 係の長 係長級専門職
	41	44.9	540,359	32,271	
	27	41.3	519,237	33,459	
	5	50.4	623,500	0	
	9	51.4	536,390	54,397	
事務係長 大学卒 短大卒 高校卒	167	46.5	474,138	73,017	<ul style="list-style-type: none"> 同上
	96	44.2	460,260	69,331	
	7	44.9	421,366	55,452	
事務主任 短大卒 高校卒 中学卒	62	50.1	502,902	80,302	<ul style="list-style-type: none"> 同上
	2	48.0	457,129	89,042	
技術係長 大学卒 短大卒 高校卒 中学卒	204	46.8	519,595	106,249	<ul style="list-style-type: none"> 係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長一係員間)
	92	43.2	528,745	130,388	
	11	49.7	621,320	152,827	
	99	49.2	504,006	83,300	
事務主任 大学卒 短大卒 高校卒	2	56.5	407,255	79,250	<ul style="list-style-type: none"> 同上
	62	41.1	345,622	45,174	
事務主任 大学卒 短大卒 高校卒	24	37.1	350,234	41,207	<ul style="list-style-type: none"> 同上
	14	46.2	342,176	39,944	
	24	42.1	343,228	51,559	
事務係員 大学卒 短大卒 高校卒	161	35.3	399,055	85,534	<ul style="list-style-type: none"> 同上
	119	33.3	401,559	89,446	
	6	39.3	422,658	94,342	
事務係員 大学卒 短大卒 高校卒 中学卒	36	41.3	386,925	71,043	<ul style="list-style-type: none"> 同上
	407	37.7	330,820	40,369	
	150	31.5	315,116	39,501	
	59	36.2	279,355	23,981	
技術係員 大学卒 短大卒 高校卒 中学卒	194	41.9	356,271	46,327	<ul style="list-style-type: none"> 同上
	4	56.0	324,431	5,871	
技術係員 大学卒 短大卒 高校卒 中学卒	487	31.5	355,658	76,471	<ul style="list-style-type: none"> 同上
	267	28.8	365,427	90,542	
	58	32.8	368,607	74,647	
事務主任 大学卒 短大卒 高校卒 中学卒	161	35.0	337,438	55,981	<ul style="list-style-type: none"> 同上
	x	x	x	x	

(3)規模100人以上500人未満(企業規模100人以上500人未満で、かつ、事業所規模50人以上の事業所)

職種名	調査 実人員 人	平均 年齢 歳	平成27年4月分平均支給額		備考
			きまって支給 する給与(A) 円	うち 外手当(B) 円	
支店長 大学卒 短大卒 高校卒	x - x -	x - x -	x - x -	x - x -	・ 構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)
工場長 大学卒 高校卒	3 3 -	50.0 50.0 -	583,775 583,775 -	0 0 -	・ 構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
事務部長 大学卒 短大卒 高校卒	40 23 2 15	52.0 51.4 54.5 52.7	542,574 601,216 511,680 456,548	466 0 0 1,244	・ 2課以上または構成員20人以上の部の長 ・ 職能資格等が上記の部の長と同等と認められる 部の長および部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
技術部長 大学卒 短大卒 高校卒 中学卒	52 25 6 20	51.4 51.3 47.1 52.8	523,042 535,228 506,345 505,945	5,097 5,964 0 5,789	同上
事務・技術関係職種 事務部次長 大学卒 短大卒 高校卒	x 8 6 x x	x 51.3 51.2 x x	x 640,696 686,583 x x	x 0 0 x x	・ 前記部長に事故等のあるときの職務代行者 ・ 職能資格等が上記の部の次長と同等と認めら れる部の次長および部長級専門職 ・ 中間職(部長-課長間)
技術部次長 大学卒 短大卒 高校卒	8 4 -	54.1 56.5 -	489,585 532,575 -	0 0 -	同上
事務課長 大学卒 短大卒 高校卒 中学卒	4 66 33 9 24 -	51.8 49.2 47.5 49.6 51.4 -	446,656 420,103 419,794 451,575 408,844 -	0 15,502 17,701 6,220 15,899 -	・ 2係以上または構成員10人以上の課の長 ・ 職能資格等が上記の課の長と同等と認められる 課の長および課長級専門職
技術課長 大学卒 短大卒 高校卒	98 38 15 45	46.7 45.1 46.6 48.1	452,248 454,406 452,282 450,456	11,201 7,153 38 18,188	同上
			441,047 447,253 452,244 432,268		

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平成27年4月分平均支給額		備 考	
			きまって支給する給与(A)	うち 時間外手当(B)		
(A-B)						
事務課長代理 大学卒 短大卒 高校卒	34	47.8	414,998	17,116	397,882	<ul style="list-style-type: none"> 前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記の課長代理と同等と認められる課長代理および課長代理級専門職 中間職(課長一係長間)
	18	47.0	423,481	11,949	411,532	
	7	49.0	422,215	12,970	409,245	
技術課長代理 大学卒 短大卒 高校卒	9	48.5	392,370	30,704	361,666	<ul style="list-style-type: none"> 前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記の課長代理と同等と認められる課長代理および課長代理級専門職 中間職(課長一係長間)
	14	43.4	424,510	52,849	371,661	
	5	42.4	403,216	49,633	353,583	
	-	-	-	-	-	
	9	44.0	436,812	54,707	382,105	
事務係長 大学卒 短大卒 高校卒 中学卒	69	43.9	347,570	31,848	315,722	<ul style="list-style-type: none"> 係の長 係長級専門職
	32	42.1	354,085	30,853	323,232	
	11	46.8	350,703	26,804	323,899	
技術係長 大学卒 短大卒 高校卒 中学卒	26	45.0	338,237	35,148	303,089	<ul style="list-style-type: none"> 係の長 係長級専門職
	-	-	-	-	-	
	90	42.3	387,142	52,125	335,017	
	42	40.8	390,095	45,641	344,454	
	11	40.4	378,313	47,584	330,729	
事務主任 大学卒 短大卒 高校卒	37	44.6	386,366	60,938	325,428	<ul style="list-style-type: none"> 係の長 係長級専門職
	-	-	-	-	-	
	64	39.8	307,826	35,775	272,051	
事務主任 大学卒 短大卒 高校卒	34	38.9	318,079	32,538	285,541	<ul style="list-style-type: none"> 係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長一係員間)
	11	40.6	278,028	19,244	258,784	
	19	41.0	306,647	50,960	255,687	
	-	-	-	-	-	
	85	40.3	347,339	45,044	302,295	
技術主任 大学卒 短大卒 高校卒	45	39.6	345,401	36,085	309,316	同上
	9	38.2	350,533	49,144	301,389	
	31	41.9	349,131	56,363	292,768	
事務係員 大学卒 短大卒 高校卒 中学卒	520	34.7	245,535	20,118	225,417	同上
	198	32.9	267,530	20,939	246,591	
	97	35.9	241,513	18,977	222,536	
技術係員 大学卒 短大卒 高校卒 中学卒	221	35.8	225,817	18,855	206,962	同上
	4	38.2	329,747	78,857	250,890	
	362	31.9	276,910	41,737	235,173	
事務係員 大学卒 短大卒 高校卒 中学卒	192	30.2	282,300	45,010	237,290	同上
	44	34.1	283,139	40,385	242,754	
	126	33.3	268,378	38,137	230,241	

(4) 規模 100 人未満(企業規模 50 人以上 100 人未満で、かつ、事業所規模 50 人以上の事業所)

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平成27年4月分平均支給額		(A-B)	備 考
			きま る給 与(A)	ま ら う 外 手 当 (B)		
支店長	人	歳	円	円	円	・ 構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)
大学卒	-	-	-	-	-	
短大卒	-	-	-	-	-	
高校卒	-	-	-	-	-	・ 構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
工場長	-	-	-	-	-	
大学卒	-	-	-	-	-	
高校卒	-	-	-	-	-	・ 2課以上または構成員20人以上の部の長 ・ 職能資格等が上記の部の長と同等と認められる 部の長および部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
事務部長	13	52.6	478,274	0	478,274	
大学卒	7	51.7	468,665	0	468,665	
短大卒	x	x	x	x	x	同上
高校卒	5	55.2	513,415	0	513,415	
技術部長	8	53.3	474,028	14,120	459,908	
大学卒	x	x	x	x	x	・ 前記部長に事故等のあるときの職務代行者 ・ 職能資格等が上記の部の次長と同等と認めら れる部の次長および部長級専門職 ・ 中間職(部長一課長間)
短大卒	x	x	x	x	x	
高校卒	6	52.2	483,639	18,827	464,812	
中学卒	-	-	-	-	-	同上
事務部次長	9	53.0	478,947	0	478,947	
大学卒	9	53.0	478,947	0	478,947	
短大卒	-	-	-	-	-	同上
高校卒	-	-	-	-	-	
技術部次長	3	52.0	450,827	94,206	356,621	
大学卒	-	-	-	-	-	同上
短大卒	-	-	-	-	-	
高校卒	3	52.0	450,827	94,206	356,621	
事務課長	20	50.4	375,004	697	374,307	・ 2係以上または構成員10人以上の課の長 ・ 職能資格等が上記の課の長と同等と認めら れる課の長および課長級専門職
大学卒	13	48.5	391,834	0	391,834	
短大卒	3	50.3	330,207	1,521	328,686	
高校卒	4	56.3	353,903	2,346	351,557	同上
中学卒	-	-	-	-	-	
技術課長	22	49.1	399,320	8,924	390,396	
大学卒	10	51.9	397,870	12,827	385,043	同上
短大卒	6	47.0	413,290	11,342	401,948	
高校卒	6	46.7	387,767	0	387,767	

事務・技術関係職種

職 種 名	調 査 人 員	平 均 年 齢	平成27年4月分平均支給額		備 考
			きまって支給する給与(A)	うち 外手当(B)	
			(A-B)		
事務課長代理 大学卒 短大卒 高校卒	13	42.2	361,074	0	<ul style="list-style-type: none"> ・前記課長に事故等のあるときの職務代行者 ・課長に直属し部下に係長等の後継者を有する者 ・課長に直属し部下4人以上を有する者 ・職能資格等が上記の課長代理と同等と認められる課長代理および課長代理級専門職 ・中間職(課長—係長間)
	10	40.0	370,293	0	
	2	53.5	299,826	0	
技術課長代理 大学卒 短大卒 高校卒	X	X	X	X	同上
	-	-	-	-	
	X	X	X	X	
事務係長 大学卒 短大卒 高校卒 中学卒	26	45.5	297,742	17,134	<ul style="list-style-type: none"> ・ 係の長 ・ 係長級専門職
	9	43.0	311,856	6,359	
	2	47.5	261,218	7,600	
技術係長 大学卒 短大卒 高校卒 中学卒	15	46.7	294,144	24,870	同上
	-	-	-	-	
	4	51.3	360,736	37,122	
事務主任 大学卒 短大卒 高校卒	33	47.0	279,004	13,566	<ul style="list-style-type: none"> ・ 係長等のいる事業所における主任 ・ 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 ・ 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 ・ 中間職(係長—係員間)
	10	38.4	302,919	16,649	
	4	48.3	280,906	9,440	
技術主任 大学卒 短大卒 高校卒	19	51.3	266,016	12,811	同上
	7	37.9	325,401	65,942	
	5	38.0	324,082	67,690	
事務係員 大学卒 短大卒 高校卒 中学卒	X	X	X	X	同上
	212	37.9	233,336	15,409	
	80	31.6	253,485	17,546	
技術係員 大学卒 短大卒 高校卒 中学卒	36	37.2	228,849	22,589	同上
	96	43.8	217,115	10,878	
	-	-	-	-	
技術係員 大学卒 短大卒 高校卒 中学卒	55	36.7	245,189	23,618	同上
	13	36.0	286,892	27,927	
	20	37.4	243,596	24,477	
技術係員 大学卒 短大卒 高校卒 中学卒	22	36.5	222,736	20,351	同上
	-	-	-	-	

2 その他の職種
規模計

職種名	調査実人員 人	平均年齢 歳	平成27年4月分平均支給額				備考
			きまって支給 する給与(A)		(A-B)		
			円	円	円	円	
技能 職務関係							
電話交換手	3	55.0	152,023	3,690	148,333		
自家用兼用自動車運転手	-	-	-	-	-		
守衛	5	55.5	299,050	20,002	279,048		
関係 用務員	37	37.2	308,770	30,212	278,558		
研究所長	2	53.2	643,521	0	643,521	構成員50人以上の所の長	
研究部(課)長	3	47.3	572,333	0	572,333	2室(係)以上または構成員7人以上の部(課)の長	
研究室(係)長	4	45.0	438,510	0	438,510	構成員3人以上の室(係)の長	
主任研究員	x	x	x	x	x	下記の研究員より上位の者(研究所長の職名を有する者、上記の研究部(課)長および研究室(係)長を除く。)	
研究員	28	33.9	364,611	32,163	332,448		
研究補助員	12	31.9	300,335	44,068	256,267		
病院長	-	-	-	-	-	部下に医師または歯科医師5人以上	
副院長	-	-	-	-	-	上記の院長に事故等のあるときの職務代行者	
医科長	-	-	-	-	-	部下に医師または歯科医師1人以上	
医師	7	42.4	1,211,169	222,294	988,875		
薬局長	-	-	-	-	-	部下に薬剤師2人以上	
薬剤師	6	42.7	354,467	15,783	338,684		
診療放射線技師	14	34.5	304,420	20,158	284,262		
臨床検査技師	12	40.3	259,123	23,163	235,960		
栄養士	11	43.5	268,571	5,175	263,396		
理学療法士	30	31.6	274,503	7,305	267,198		
作業療法士	22	31.3	280,093	12,023	268,070		
総看護師長	3	50.3	428,828	9,461	419,367	部下に看護師長5人以上	
看護師長	16	47.3	411,259	46,656	364,603	部下に看護師または准看護師5人以上	
看護師	56	38.9	330,801	53,457	277,344		
准看護師	51	49.8	309,294	51,861	257,433		
大学 教授	15	53.5	584,487	0	584,487		
大学 准教授	14	45.5	478,953	0	478,953		
大学 講師	6	36.0	400,959	0	400,959		
大学 助教	x	x	x	x	x		
大学 助手	-	-	-	-	-		
高校 校長	-	-	-	-	-		
高校 教頭	x	x	x	x	x		
高校 教諭	28	38.9	374,640	0	374,640		

参考 公民給与比較上の対応関係

行政職の職務の級	対応民間職種		
	企業規模500人以上	企業規模100人以上 500人未満	企業規模100人未満
9級	支店長、工場長、 部長、部次長	—	—
8級	課長	支店長、工場長、 部長、部次長	支店長、工場長、 部長、部次長
7級			
6級	課長代理	課長	支店長、工場長、 部長、部次長
5級			
4級			
3級	係長	係長	係長
2級			
1級	係員	係員	係員

第14表 民間における初任給の改定状況

学歴	採用あり	初任給の改定状況		
		増額	据置き	減額
	%	%	%	%
大学卒	33.9	(33.8)	(66.2)	(0.0)
高校卒	30.6	(28.3)	(68.9)	(2.8)

(注) 1 事務員と技術者のみを対象としたものである。
 2 () 内は、採用がある事業所を100とした割合である。

第15表 民間における賞与の配分状況

課長級	係員級	
	課査定分	考課査定分
	%	%
49.8	50.2	56.6
		43.4

第16表 民間における月45時間を超え60時間を超えない時間外労働の割増賃金率の状況

割増賃金率	割合	累積割合
31%以上	4.2	4.2
30%	20.1	24.3
29%	0.0	24.3
28%	0.0	24.3
27%	0.0	24.3
26%	0.0	24.3
25%	75.7	100.0

第17表 民間における公的年金が支給されない再雇用(フルタイム勤務)の給与水準の状況

	公的年金が支給される職種・職位のフルタイム再雇用者と比べて		再雇用者に賞与を支給していない
	同じ	高い	
月例給	84.6%	7.1%	8.3%
年間賞与	79.7%	2.4%	8.3%
年間給与	84.6%	5.9%	9.5%

(注) 定年年齢が60歳であり、かつ、フルタイムの再雇用制度を有する事業所を100とした割合である。

3 生計費関係資料

標準生計費算定方法の概要

標準生計費は、一般の標準的な生活の水準を求めるためのものであり、「家計調査」(総務省)等に基づき、次の方法により、費用別、世帯人員別に算定した。

(1) 標準生計費の費目

標準生計費は、次の5つの費目別に算定している。各費目の内容は、それぞれ次に掲げる家計調査等の大分類項目に対応する。

食料費	…	食料
住居関係費	…	住居、光熱・水道、家具・家事用品
被服・履物費	…	被服および履物
雑費Ⅰ	…	保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽
雑費Ⅱ	…	その他の消費支出(諸雑費、こづかい、交際費、仕送り金)

(2) 費用別、世帯人員別標準生計費の算定

2人～5人世帯については、家計調査における平成26年5月から平成27年4月までの費目別平均支出金額(世帯人員を4人に調整したもの)に、費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定した。

なお、1人世帯については、人事院の算定した全国の標準生計費を用い、これに福井市の費目別平均支出金額を全国の費目別平均支出金額で除したものを乗じて算定した。

(参考) 費目別、世帯人員別生計費換算乗数

平成26年1月～12月の家計調査の調査世帯のうち、就業人員が1人で夫婦のみまたは夫婦とその子で構成される標準世帯について、世帯人員別に並数階層の費目別支出金額を求め、これをそれぞれ4人世帯の費目別平均支出金額で除して費目別、世帯人員別生計費換算乗数を求めた。

第18表 費目別、世帯人員別標準生計費

その1 福井市		世帯人員				
費目	1人	2人	3人	4人	5人	
食料費	27,210 円	33,320 円	44,830 円	56,320 円	67,830 円	
住居関係費	41,750	56,310	48,670	41,040	33,400	
被服・履物費	3,410	4,280	5,630	6,980	8,330	
雑費 I	17,530	23,620	35,880	48,150	60,410	
雑費 II	10,450	21,350	24,370	27,380	30,400	
合計	100,350	138,880	159,380	179,870	200,370	

その2 全国

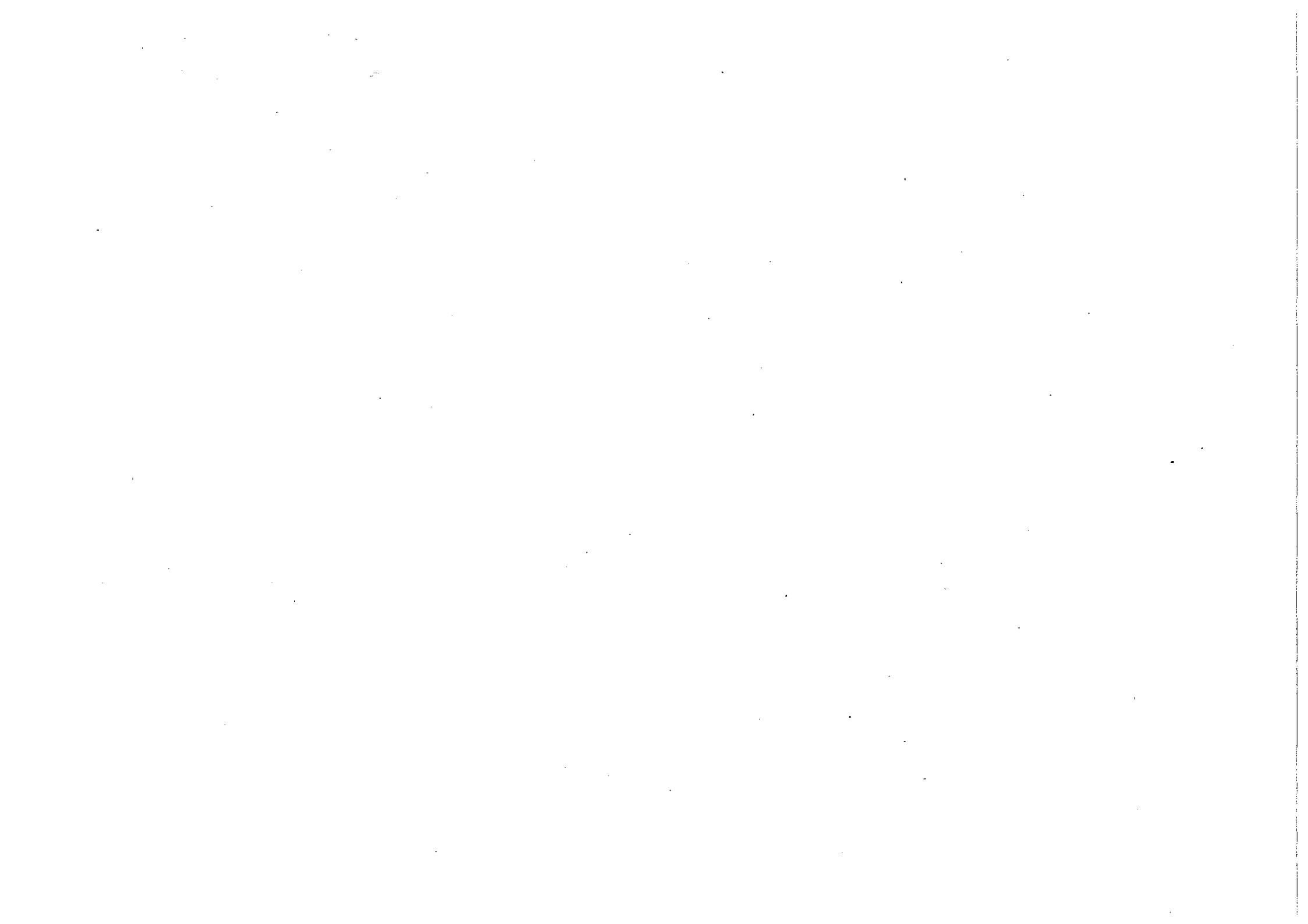
【平成27年人事院勧告 参考資料より】

世帯人員		1人				
費目	1人	2人	3人	4人	5人	
食料費	27,800 円	34,050 円	45,800 円	57,550 円	69,300 円	
住居関係費	43,190	58,260	50,360	42,460	34,560	
被服・履物費	4,740	5,950	7,830	9,700	11,580	
雑費 I	27,370	36,890	56,030	75,190	94,340	
雑費 II	11,620	23,740	27,100	30,450	33,800	
合計	114,720	158,890	187,120	215,350	243,580	

第19表 費目別、世帯人員別生計費換算乗数

費目	世帯人員				
	2人	3人	4人	5人	
食料費	0.443	0.596	0.749	0.902	
住居関係費	1.094	0.946	0.797	0.648	
被服・履物費	0.373	0.491	0.609	0.725	
雑費 I	0.273	0.415	0.557	0.699	
雑費 II	0.343	0.392	0.440	0.489	

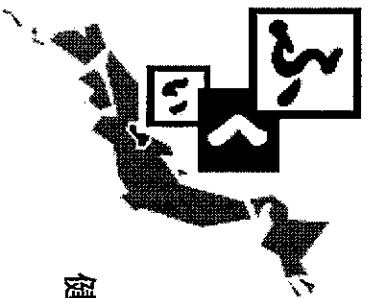
4 労働経済関係資料



第20表 労働経済指標

項目	年月	平成26年										平成27年					
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月			
民間給与・労働時間 (厚生労働省毎月勤労統計調査)	全産業	現金給与総額	全 国	金額(円)	306,807	301,208	542,093	423,174	302,373	298,197	299,584	312,692	669,187	296,696	288,596	307,364	304,981
				前年同月比(%)	1.2	1.1	2.1	4.0	1.6	1.3	0.7	0.6	2.1	0.4	0.0	0.1	0.7
			福 井 県	金額(円)	277,983	270,308	469,913	385,396	273,323	269,328	271,224	274,413	624,933	285,976	280,501	294,720	284,847
			前年同月比(%)	3.4	0.7	2.8	2.2	1.4	0.4	1.4	0.7	5.4	1.9	1.3	0.5	△ 1.3	
	きまって支給する給与	全 国	金額(円)	294,925	290,762	291,947	291,859	290,671	291,686	292,851	292,376	292,901	286,003	285,561	288,223	292,538	
			前年同月比(%)	0.7	0.8	0.9	1.2	0.8	1.1	0.8	0.7	1.0	0.6	0.2	0.2	0.5	
		福 井 県	金額(円)	271,413	265,186	269,214	269,064	266,387	268,087	270,216	270,187	269,582	280,607	279,685	278,302	281,882	
			前年同月比(%)	1.4	0.0	0.9	1.0	0.8	1.6	1.1	1.1	1.2	3.1	2.6	1.5	0.1	
	製造業	きまって支給する給与	全 国	金額(円)	327,452	324,279	327,476	328,861	324,231	328,237	328,789	328,585	329,270	314,612	317,995	319,776	323,043
			前年同月比(%)	1.7	1.8	1.8	1.7	0.9	1.7	1.4	1.1	1.6	0.5	0.2	0.4	0.9	
		福 井 県	金額(円)	284,790	281,825	287,926	288,501	286,978	288,502	289,221	290,476	288,395	298,458	304,023	303,231	307,372	
			前年同月比(%)	2.6	2.4	3.2	2.5	3.1	2.2	1.9	3.0	2.3	3.6	3.0	3.0	2.7	
全産業	総実労働時間数	全 国	(時間)	153.5	147.5	152.9	155.6	145.2	148.2	153.7	149.1	147.9	141.4	145.4	150.4	155.8	
			うち所定外労働時間数(時間)	13.4	12.5	12.4	12.6	12.0	12.4	12.8	13.0	13.4	12.7	12.8	13.3	13.4	
		福 井 県	(時間)	159.8	151.7	160.5	161.1	153.4	156.3	159.6	156.9	154.7	144.8	153.8	157.6	162.7	
			うち所定外労働時間数(時間)	11.8	11.0	11.2	11.6	11.3	11.9	12.4	12.4	12.9	12.8	13.7	13.3	13.2	
生計費 (総務省家計調査)	消費支出(全世帯)	全 国 (集計世帯数 7,775)	金額(円)	302,141	271,411	272,791	280,293	282,124	275,226	288,579	280,271	332,363	289,847	265,632	317,579	300,480	
			前年同月比(%)	△ 0.7	△ 3.9	1.3	△ 2.0	△ 0.9	△ 1.9	△ 0.7	0.3	△ 0.6	△ 2.4	△ 0.4	△ 8.1	△ 0.5	
		人口5万人以上の都市 (集計世帯数 7,298)	金額(円)	303,996	273,813	277,089	283,213	285,384	275,847	292,289	282,367	340,089	294,997	270,138	317,860	303,306	
			前年同月比(%)	△ 1.6	△ 4.0	1.0	△ 2.8	0.8	△ 2.7	△ 0.6	0.4	2.0	△ 1.0	△ 0.6	△ 8.7	△ 0.2	
		福 井 市 (集計世帯数 95)	金額(円)	327,933	263,755	282,834	245,024	269,589	279,509	256,094	247,304	305,012	255,080	277,372	305,567	271,709	
			前年同月比(%)	19.5	△ 4.3	△ 3.2	△ 5.0	△ 0.9	△ 1.7	△ 16.8	△ 3.2	△ 7.9	△ 9.6	2.3	△ 17.8	△ 17.1	
消費者物価指数 (総務省)	全 国	前年同月比(%)	3.4	3.7	3.6	3.4	3.3	3.2	2.9	2.4	2.4	2.4	2.2	2.3	0.6		
	福 井 市	前年同月比(%)	3.2	4.2	3.9	3.8	3.3	3.4	3.1	2.6	2.8	2.2	2.1	2.3	0.4		
完全失業率 (総務省)	全 国	(%)	3.6	3.6	3.7	3.7	3.5	3.6	3.5	3.5	3.4	3.6	3.5	3.4	3.3		
	福 井 県	(%)	2.2			2.4			2.1			1.9			2.1		
有効求人倍率 (厚生労働省)	全 国	(倍)	1.08	1.09	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.12	1.14	1.14	1.15	1.15	1.17		
	福 井 県	(倍)	1.45	1.48	1.48	1.49	1.47	1.49	1.50	1.50	1.55	1.55	1.55	1.54	1.57		
鉱工業生産指数 (福井県政策統計・情報課)	全 国	前年同月比(%)	3.7	1.0	3.2	△ 0.5	△ 3.0	1.0	△ 0.5	△ 3.7	△ 0.1	△ 2.6	△ 2.0	△ 1.7	0.1		
	福 井 県	前年同月比(%)	△ 3.7	△ 4.4	6.1	△ 1.9	△ 1.0	4.3	10.0	10.8	14.7	11.7	12.7	13.0	8.4		

(注) 1 民間給与および総実労働時間数については、規模30人以上の事業所を対象とした。
 2 消費支出についての集計世帯数は、平成26年4月から平成27年4月までの1か月平均を示す。
 3 福井県の平成27年4月の完全失業率については、4月から6月の平均を示す。



健康長寿の福井

